

令和3年5月定例会

(2021年)

市議会議案参考資料

(予算常任委員会 文教市民分科会提出分)

吹 田 市

議案番号	部 名	ペー ジ 番 号	資 料 名	要求委員名		
議案第66号	学校教育	5	近隣市における少人数学級独自実施における教室確保策	馬 場		
議案第66号	学校教育	6	近隣市における通学区域見直しの実施状況（過去10年）	馬 場		
議案第66号	学校教育	7	北摂他市における学習用端末の持ち帰り及び通信環境の整備に関する資料	馬 場		
議案第66号	学校教育	9～44	吹田市立学校規模等検討委員会の議事概要及び同委員会に提出された資料	柿 原		
議案第66号	学校教育	45～46	G I G A スクール構想推進の支援体制及び支援内容	柿 原		
議案第66号	学校教育	47	学校規模に関する課題検討に対して委託するコンサルタント業務内容	竹 村		
議案第66号	学校教育	48	令和2年度吹田市立小学校児童数推計	竹 村		
議案第66号	学校教育	49	令和2年度吹田市立中学校生徒数推計	竹 村		

近隣市における少人数学級独自実施における教室確保策

(令和 2 年度末)

自治体名	実施状況	教室確保策
豊中市	実施	特になし (児童推計による教室不足に対する増築・改修は実施)
池田市	実施	特になし (児童数、教室数は減少傾向にあり余裕教室を利用)
高槻市	実施	特になし (児童数、教室数は減少傾向にあり余裕教室を利用)
茨木市	不実施	—
箕面市	不実施	—
摂津市	不実施	—
枚方市	実施	特になし (児童数、教室数は減少傾向にあり余裕教室を利用)
寝屋川市	実施	特になし (児童数、教室数は減少傾向にあり余裕教室を利用)
東大阪市	実施	特になし (児童数、教室数は減少傾向にあり余裕教室を利用)

近隣市における通学区見直しの実施状況（過去10年）

自治体名	通学区の見直しの実施		コンサルタントの活用	保護者、地域への説明状況
	実施時期	見直し理由		
豊中市	平成29年度	教室不足の見込による 分割校課題の解消による	なし	ホームページによる周知 説明会の実施 意見交換会の開催
池田市	平成26年度	小中連携校の設定による	なし	パブリックコメント ホームページによる周知
高槻市	平成24年度	地域からの要望による	なし	説明会の実施 通知文書の送付（住民・保護者）
茨木市	平成26年度	地域からの要望による	なし	特になし
八尾市	不実施	-	-	-
箕面市	令和11年度予定	新設校設置による	あり	パブリックコメント ホームページによる周知 説明会の実施
摂津市	平成24年度	地域からの要望による	なし	ホームページによる周知 説明会の実施
枚方市	平成27年度	中学校区編制による	なし	説明会の実施
寝屋川市	不実施	-	-	-
東大阪市	平成30年度	学校の統廃合による	なし	ホームページによる周知 説明会の実施

北摂他市における学習用端末の持ち帰り及び通信環境の整備に関する資料

令和3年6月9日現在

	吹田市	豊中市	高槻市	茨木市	摂津市	箕面市	池田市
GIGAスクール構想の端末形式	小学校：iPad 中学校：Windows PC	iPad	Chrome Book	Windows PC	iPad	Windows PC	iPad
学習用端末の通信方法	Wifi	LTE	Wifi	Wifi	Wifi	Wifi	Wifi
端末の持ち帰りは実施しているか	未実施	実施中	未実施	実施中	実施中	未実施	実施中
端末持ち帰りの実施時期	令和3年9月【予定】	令和3年3月	令和3年6月【予定】	令和3年5月	令和2年12月	令和3年6月【予定】	令和3年4月
通信環境の整備施策	モバイルルーターを貸出予定 【条件】生活保護受給世帯又は就学援助費等認定世帯	中継器(電波改善装置)の貸出 【条件】電波状況の悪い家庭	モバイルルーターを貸出予定 【条件】Wifi環境のない世帯	モバイルルーターを貸出希望する全家庭 【条件】希望する全家庭	無し。 各家庭で整備を行うように依頼。	モバイルルーターを貸出予定 【条件】生活保護受給世帯又は就学援助費等認定世帯	モバイルルーターを貸出 【条件】Wifi環境のない世帯及びWifi環境が悪い家庭

※摂津市以外の市町村については、モバイルルーター又は電波改善装置等の貸出を実施している。

吹田市立学校規模等検討委員会の議事概要及び同委員会に提出された資料

- 1 第 1 回議事概要 (日時：令和 2 年 7 月 2 日) P2 ～ P5
- 2 第 2 回議事概要 (日時：令和 2 年 10 月 27 日) P6 ～ P16
- 3 第 3 回議事概要 (日時：令和 3 年 3 月 8 日) P17 ～ P34
- 4 令和 8 年度までの教室過不足数(35 人学級導入後) P35
- 5 令和 8 年度 小学校別学校規模(35 人学級導入後) P36

令和2年度 第1回吹田市立学校規模等検討委員会 議事概要

日 時	令和2年7月2日（木） 19:00～20:30
場 所	吹田市教育委員会 教育委員室
出席委員	森島 委員 森田 委員 植田 委員 若本 委員 江下 委員 塩路 委員
事務局	橋本学校教育部長 堀学校教育部長次長 植村教育政策室長 長井総括参事 曾我主幹 泉宮係員
案 件	(1) 委員長及び副委員長の選出について (2) 諮問について (3) 吹田市の状況について (4) その他（今後のスケジュールについて）

【事務局】 ただ今より令和2年度 第1回吹田市立学校規模等検討委員会を開催します。
本日は第1回目の会議ですので、委員長の選出まで進行は事務局で行います。
では、最初に学校教育部長からごあいさつ申し上げます。

【学校教育部長】 あいさつ

【事務局】 委員紹介および事務局紹介

【事務局】 資料確認

【事務局】 委員会規則第5条第2項により検討委員会が成立していることを報告

【事務局】 委員長選任については「委員の互選により定める」と規定されています。
委員の皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

（委員からの推薦で森島委員長、若本副委員長選出）

【事務局】 諮問書につきまして、学校教育部長から委員長に対し交付いたします。

【学校教育部長】 （諮問書を委員長に対し交付）

【事務局】 ここからは委員長にて議事進行をお願いします。

【委員長】 では、次第に従いまして議題（2）諮問についてです。

【委員長】 ここで、諮問された内容について、少し詳しく事務局より説明願います。

【事務局】 **資料1**にもとづき、説明。

【委員長】 引き続き、他の資料の説明もお願いします。

【事務局】 議題（3）について、**資料4**から**資料10**の資料説明

【委 員】 児童生徒数推計にて、児童数は見えますが、教員の推計はどう見ればいいのか。

【事務局】 教員数については、各学校の学級数から全体の傾向がわかります。

【委員長】 補足します。担任教員数は学級数によりますが、加配される教員の人数は年度によって異なります。

【委 員】 教員にとって魅力的な職場を作るというのも課題になるのかなという気がします。
高齢者の施設などでは、箱を作るが介護の人材がいなくて、受入数が定員までいかなかったケースなどを聞きます。

(2)

【委員長】 全国的には児童数は減ってきていますが、吹田市は逆に児童数が増え、教室が不足している状況で、教員の増員も行っている状況です。この会議では、国の考え方と吹田市の独自性を分けて考えていく必要があると思います。

【委員】 耐震化率はどのようなのですか。昭和56年より古い建物は旧耐震基準なので。

【事務局】 学校の耐震化工事は、校舎、体育館について全て終了しています。

【委員】 昭和5年の建物のほうが、コンクリートについては昭和40年代より丈夫かもしれません。

【委員】 児童生徒数が増えていくことに対し、校舎等の増改築等をされていますが、この児童生徒数推計とリンクしながら行っているのですか。

【事務局】 資料7が直近の児童生徒数推計です。RC建物の場合、設計から建設完成まで3年ほどかかりますので、この推計や学校の既存普通教室数をみながら、学校長や関係部局と協議し進めます。普通教室が足りなければ会議室や他の教室が転用できないのか、それができなければ増築等を検討することとなります。

【委員長】 確認したいのですが、この委員会では、子供たちの教育環境ということで、建物やその中身について議論をして行くということですか。

【事務局】 子供たちにとってより良い教育環境を整備し、豊かな学びを支援するためご審議等をお願いします。

【委員長】 増築の際、運動場に仮設校舎を建てたいとの話が以前あったのですが、建物だけでなく学校敷地の広さも学校環境にかかわることなので、その点も踏まえ、市として、できること、できないことがあるかと思いますが、できるだけ子供たちにとっていい環境はどうかということで、自由にご意見をいただきたいと思います。

【委員】 児童生徒数推計は、だいたい先まで数字が入っていますが、開発とかの情報は数字に反映しているのですか。

【事務局】 開発事業者が開発するときは、教育委員会とも協議をする事になっています。そこでヒアリングした情報に加え、過去の開発による新築マンションに何歳ぐらいの子供がどの位の割合でいたかなどのデータも加味しながら推計を出しています。

例えば、千里ニュータウンでは、大規模な府営住宅の集約建替えが行われており、集約後、残った余剰地については府が売却し、大型開発となる地区もありますが、そのような場合は余剰地面積から仮定の人数を推計に反映していますが、実際に設計計画として申請がないとはっきりした人数はわかりません。

【委員】 吹田市の場合は集合住宅が多く、校舎の増築をしたけれどもすぐに満杯になったという事例が過去にあったので、ある程度ゆとりを持った計画が必要だと思っており、開発情報を早くつかむことが大事だと思っていました。

【委員】 学校毎に児童数の増減傾向や開発の規模などが異なるので、学校規模を一律に平準化する議論は、なかなか難しいなというのが感想です。

【委員】 大規模校でも小規模校でも特別教室の数は一緒です。30学級あっても6学級であっても、体育館は1つなので、学校規模により、利用できる時間帯や人数の幅は大きいと思います。

【委員】 各学校において、地域の違いや規模を認めてそれぞれの良さを出す教育を行っているとの説明がありましたが、具体的にはどのようなことなのでしょう。

【事務局】 小規模校の例ですが、春に全学年で近くの公園に遠足に行くのですが、出発から帰りまで1年生から6年生までの縦割りの班で行動します。また、校舎での教室配置では1年生のクラスの隣に6年生のクラスを配置しています。このように、学校全体で6年生が1年生の面倒を見るところで、縦の関わりによる取組が非常にやりやすい学校づくりになっています。

一方で、小規模による弊害もあります。例えば、学級担任は、大きい学校の場合、学年に複数の担任がいるので授業の相談や遠足の相談などができますが、小規模で単学級の場合それを1人でやることになり、苦勞する部分もあります。

(3)

- 【委員】 小規模校に赴任した場合、全部ひとりでやることが多いので、大学を出てすぐの新任教师が苦勞する場面もあります。
- 【委員】 大規模校の場合、子供が多いということは、いろいろなタイプの子がいるということで、そこでの出会いや、つながりの機会も多く、社会の縮図がそこにあるような感じです。先生方も、いろいろな先生に業務の相談などをすることで新しいアイデアが出てくるなど、広がりが出ていくというメリットもあります。
- 人が多いということ、どうクリエイティブしていくのが大規模校なりの楽しさだと思います。
- ただ、敷地の狭さが難点で、もともと 600 人規模で作られた学校に 1,000 人の子供がいれば、運動会なども大変で、キャパと人数ということでは、人数規模が大きくても、いろんな苦勞があります。
- 【委員】 文部科学省の適正基準というのはそのあたりを考えているのでしょうか。
- 【委員】 そのあたりはよく考えていかないと、かえって制限されることにもなると思います。
- 子供にとっていい環境というところを考えた場合、「キャパと人数」というところがやはり適正規模を考える上では大事だと思います。
- 【委員】 元々学校が建設されたときの人口を基に建築設計されているので、先ほどの推計のところでもお話がありましたが、その地域に開発でマンションが建つと、たちまち教室が足りない状況になり、ご苦勞もその点にあるような気がします。
- 【委員長】 このような状況で、教育委員会として、前回の平成 14 年の考え方から、今回はこのように改善したい、このような視点が欲しいというところがあれば教えて下さい。
- 【事務局】 平成 14 年の時は、全国的に少子化に向かうと見込んでおり、吹田市の人口も 37 万人まで増えることまでは想定していなかったと思います。さらに、会社の社宅やグラウンド、老朽化した集合住宅の建替えによる大きな開発で、今後 30 年後も人口や子供の数が変わらないということを想定することは難しかったと思います。
- 大規模開発の場合、それによる影響を通学区域内で調整することは難しいのですが、他市の事例では、大規模開発がある地区においては、さほど大規模でない隣接の学校への通学区域の変更が選択できるなどの手法で調整しているの、そのような手法などもご議論いただければと考えております。
- 【委員】 吹田、豊中、箕面の景観まちづくりに携わっているとそれぞれまちの成り立ちが違います。吹田市はマンションが建ちやすい地域です。特に、千里ニュータウンの外側周辺の方が、増加率が高いのかなと思います。江戸時代まで人が住んでいたところや大正ぐらいから山だったところを土地開発し、戦後ニュータウンの開発が行われ、人口の増加があった。これらの履歴を見ると土地の今後の使われ方もわかるのではないかなと思います。
- 【委員】 吹田や豊中は、空港や新幹線の駅も近くで、高速道路も通っていて、非常に交通の利便性が高く、マンションが建ちやすい土地だと思います。
- 【委員】 放課後、学校開放で遊ぶ子供と学童の子供とが分かれて遊んでいて、今後、学童が増えていった場合、学校開放の子供たちの遊び場はどうなるのかなと。運動不足が言われている中、遊び場が少なくなるのはやはり気になります。
- 【委員長】 全国的にもみても、子供の数が増えるということは、珍しく、ありがたいことなのですが、子供たちが過ごす場所としても大規模校の課題があるかなと思います。
- 【委員】 大きい学校ほど学童の数も多いわけで、学校からしたら、学校開放の子も学童の子もどちらも同じ学校の児童なので、どちらが優先ともいえないです。
- 【委員】 新しい学校を作る計画はあるのですか。建替えや、例えば、既存校舎を高層にするとか、近隣の土地を買うとか、先の話なので分からないかもしれませんが教えてください。
- 【事務局】 学校の建替えは将来的にはあると思います。開発などで学校規模がこのままでは増加する児童を受け入れられないという事であれば、今の学校で校舎を増やして、それでも足りないということであれば、選択肢の一つとして、移転建替えなども可能性としてはあると思います。

吹田市は学校を含め、公民館など、1950年代半ばから60年代の高度経済成長期に集中的に整備されており、公共施設やインフラの老朽化が進んでいます。

吹田市の公共施設最適化計画の考え方では、同じような施設を集約して建替える「集約化」や、他の施設との「複合化」を行い、施設の総量をできるだけ増やさず、利用需要や人口変動なども踏まえて、財政負担の軽減、平準化、公共施設の最適配置を目指しているところです。

近くに学校敷地に適当な土地があるならば、移転建替などの手法もありますが、いまだに子供の数は増えており、また、近くに手ごろな土地もなく、50年後までこのような状況であるのか判断しにくい現状では、具体的に動いている計画はありません。

【委員】 ちなみに、児童数が多かったのは1983年頃だと思いますが、当時はどのようにしていたのですか。

【委員】 小学校は、1,470名の児童数で、1学年で270名ぐらいでした。1学年のクラス数は6～7クラスぐらいでした。ただし、当時は1クラス45名だったのですが、今の基準では40人なので、今の基準で行けば8クラスぐらいになります。また、子供達の学習環境が昔と異なり、机の大きさも大きくなっているので、昔の定数では教室に子供が入りきらないと思います。

【委員】 昔と違って、ソフトの部分も変わりました。コンピュータ室も無かったですし、特別教室も変わりました。学びの豊かさによる多様化もスペース不足の一因になっていると思います。

【委員長】 単なる建物としてのハードについてだけでなく、中身を豊かにするソフト面についてのご意見もいただきたいと思います。また、子供たちの育ちの部分で、座って学習だけが学校の役割ではなく、先ほど出ました遊び場の問題、教育環境の部分とか、先生方の数の改善など、いろいろな意見を自由にしていただき、将来的な方向性と現状での緊急性の課題とに分けながら、議論していただけたらいいなと思います。

【委員長】 次に、今後のスケジュールについて、事務局から説明願います。

【事務局】 本日諮問いたしました諮問事項について、令和2年11月ごろまでご議論いただき、令和2年12月には検討委員会より答申案を出していただきたいと考えています。

次回の会議につきましては、あらためて、ご連絡します。

【委員長】 それでは、これで第1回の会議を終わらせていただきます。

令和2年度 第2回吹田市立学校規模等検討委員会 議事概要

日 時	令和2年10月27日（火）19：00～21：00
場 所	吹田市教育委員会 教育委員室
出席委員	森島 委員長 若本 副委員長 森田 委員 江下 委員 植田 委員 塩路 委員
事務局	山下学校教育部長 堀学校教育部長次長 植村教育政策室長 長井総括参事 曾我主幹 泉宮係員
案 件	(1) 学校規模を検討する際に必要な視点について (2) 学校規模について（標準規模について） (3) 小規模校・大規模校の課題等について (4) 小規模校、大規模校の分類 (5) 課題検討の範囲 (6) その他（今後のスケジュールについて）

【委員長】 ただ今より吹田市立学校規模等検討委員会 第2回会議を開催します。

【事務局】 会議の審議に先立ちまして、事務局側の人事異動がありましたのでご報告いたします。

【学校教育部長】 あいさつ

【事務局】 委員会規則第5条第2項により検討委員会が成立していることを報告

【事務局】 傍聴希望者はなし。

【委員長】 次第に従い本題に入ります。

前回の会議で当審議会に諮問された事項について、改めて確認しておきたいと思います。

1点目は「学校規模等の適正化についての基本的な考え方」について、吹田市にとって望ましい学校規模の基準を策定していくということです。

2点目は学校規模等の適正化についての方策に関することです。

本日は、諮問事項の1点目について、学校規模について検討する際の考え方を中心に審議を進めたいと思います。

それでは、議題1 「学校規模を検討する際に必要な視点」について、意見交換したいと思います。資料について、事務局から説明を願います。

【事務局】 **資料1**では、学校規模に関する関係法令等の抜粋です。

資料2は文部科学省の資料の抜粋版です。6ページには学校規模の適正化について検討する際の考慮すべき観点が示されています。

前回の意見では、「子供達にとってより良い環境を作る視点」がありました。

また、同じく意見があった限られた予算、財産の有効活用、将来に対して過度な負担を残さず、できるだけ維持管理費についても抑えていけるよう最適化の考えを持つことも重要として、「教育施設の効率的な運営を図る視点」をあげました。

【委員長】 まず、「子供達にとってより良い環境を作る視点」を考えます。

児童生徒は集団生活の中で豊かな人間関係を築きながら社会性や協調性を身につけていくため、一定の集団規模があることが望ましいと考えます。また、教育活動だけでなく、子供達の生

活の場としての視点も学校環境には必要であると考えます。また、学校運営がしやすい環境づくりなど、これらを多面的にとらえることが大事です。

(事前にいただいた意見より)

【委員】

学校施設を有効に活用しながら多様な教育活動を展開することが重要です。

・教室配置を計画するにあたって、学年内で連携できるような近くに配置し、時間割上の配慮や(低学年と高学年が隣り合わない)、少人数指導教室等との位置関係、日常の給食や清掃活動にも同学年をできるだけ近い配置にすることが望ましいと考えます。

・災害時の避難誘導・不審者等の安全面からも、1クラスだけ離れた状態にしないことが必要です。

更衣室の設置は今日的課題です。

・留守家庭児童育成室は、授業で使う教室とは別にして、学習の場と放課後の生活の場の区別を意識させることも大切です。

また、学校等は子供達にとって日常の生活の場でもあります。一定期間使用や貸出しを止めることのできる施設とは役割・目的が異なるものと考えます。

【委員】

何よりもアカデミック・プランが大切で、フィジカル・プランはそれを実現するためにあると言えます。本来最初にすべきは、学校のアカデミック・プランの明確化だと考えています。その実施が可能な生徒・児童の数(またはクラス数)を学校規模と考えるのが適切かと思います。

アカデミック・プランから考えなければ、単なる箱の議論に陥る恐れがあり、施設整備がより良いものにならないと思います。

【委員】

低学年と高学年では、配慮しないといけないことが変わってきます。限られたハードの中で、学校全体をどのように運営していくのが大事です。

子ども達にとって不利益にならないように環境を整える必要があると思います。

【委員】

教育環境を考えると、現在大規模校で苦慮しているのは、部屋数の問題です。

子供たちの充実した教育環境として必要な部屋は普通教室だけではなく、特別教室のほかに、少人数指導のための教室、英語ルームはもちろんのこと、支援学級児童の抽出指導のためのスペース、教育相談員やSCが話を聞くための相談室等、様々です。

また、更衣室については、昨今の社会情勢の中、低学年の児童に対しても必要です。普通教室に使える教室の数と全クラス数だけで適正な環境と判断できるものではありません。

【委員長】 ご意見の中で、アカデミック・プランとかフィジカル・プランについて、少しご説明いただけますか。

【委員】 大学などではこれらは完全に分けて考えます。つまり、大学ではいったい何を教育し、何を研究するのかを明確にして、それに対して必要な敷地であるとか建物であるとかを考えます。今までの議論を聞いていると、教育内容も変わってきていますし、実際にやりたいことはどういふもので、それに対する施設の状況を見ていかないと、学級数だけではとらえきれないことがあるのかなと思います。教育のあり方や考え方が変われば、規模の考え方も変わるのではないかなと思います。

【委員】 建物を建てる前に、どのような目的で、その考え方に見合った建物を考えることが大事ということですね。

今の学校は、建設当時と比べて、学校に求められている教育とか教科内容とかが変わってきていて、コンピュータ室とか多目的教室とか作ってきているのですが、なかなか今の教育環境に合にくい状況であります。

【委員】 大学の場合、これが何の役に立って、どのような人材を育て、どんな成果を上げるのか、アカデミック・プランについて深く検討します。義務教育との違いはありますが、定められた水準を達成するというだけでなく、吹田で育った子はこのようになるということが明らかになればいいなと思います。

【委員長】 どういう教育を目指して、それが子供達の教育環境をどのように整備するかというところをまとめられたらどうかとのご意見ですね。

【委員】 現場では与えられた中でどのようにこなしていこうかということがつつい優先されてしまいます。

【委員長】 単に学習の場ということだけでなく、子供達の生活の場でもあり、また、どういう教育を目指して、それに対して教育環境をどのように整備するかということも考えて「子供達にとってより良い環境を作る視点」をもって学校規模を考えていくこととします。

【委員長】 次に、「教育施設の効率的な運営を図る視点」です。あるものをどのように使うかという話と、施設が老朽化してきて、児童生徒数も増加していることから自由に使える範疇が狭められているところが、悩みがあるところではないかと思います。

(事前にいただいた意見より)

【委員】

すべて市街化地域である吹田市の現状では、学校施設に適した広さの土地を見出しにくく、現施設の長寿命化を行いながら、現地建替えのタイミングを注視していくべきです。

【委員】

学校施設は複数の視点（教育、地域の交流施設、防災拠点）から評価すべきだと思います。例えば、躯体の耐震化や安全対策は防災の視点から基本性能の維持を進めることが考えられます。

教育や地域の交流施設としては、基本的な環境性能（例えば、エアコンの設置）の確保があり、一律に整備を進めるのが効率的だと思います。

アカデミック・プランを実現するための整備について、プロによる長期の構想（長期修繕計画的なもの）の作成を全校で実施すべきです。その際の検討条件（規模の変動を考慮する期間、既存施設の利用を優先すること、建替を検討する築年数等）を揃えておくことで、長期的に必要な事項や費用を把握することができ、かつ各年度の費用の平準化や計画的な確保にもつながります。

【委員】

更衣室については特別教室等を順番に使用するなど、空いている場所を工夫すべきです。

【委員】

吹田市は子どもの人数が増えていくことが予想されています。そんな吹田市においても、そんなに人数が増えない地域と、更に人数が増え続け、教室が足らなくなってしまう地域があり、それぞれの課題、問題があることから、優先される課題、問題を見極めながら、少ない財源を効率的に運用していく必要があると思います。

【委員】

目に見える建物だけでなく、水道管や電気コード、ヒューズ、放送設備なども老朽化しており、今後破裂や漏電、断線などの安全面も喫緊の課題です。

【委員】

公共施設のなかでも、毎日子供たちが登校し学習を行うという場であることから、非常に使用頻度が高い施設であると考えます。日常的に使用する施設だけに、老朽化における危険は子供たちの安全に直接影響を及ぼす問題となり、命の問題とも直結する結果となりかねない問題です。公共施設の適正化を検討するうえで優先度は高い施設であると考えます。

【委員長】 これからの学校施設について、防災の視点などが必要だとの意見もありましたが、防災と教育の観点の折り合いについてどのように考えますか。

【委員】 防災性能がいいということは、電気の供給がストップしても何とか過ごせるとか、断熱性能がいいとかいうことで、自然な環境で過ごせるなど、教育環境の向上にもつながると考えます。そのような視点からも長寿命化であるとか、維持管理費の見直しや施設改修とかが必要であると思います。

将来的に人口が減り、施設の統廃合や整備をしていく中で、全体として施設数や総床面積などは減っていくのですが、小学校や中学校などは地域の核となる施設ですので、そこに集中投資していくことも大事なと思います。

【委員】 更衣室についても、昔は教室や廊下で着替えていましたし、低学年なら一緒に着替えていました。今では教室中央にカーテン引いたり、教材室などを利用したりしています。また、2クラスで体育をする場合、それぞれのクラスを男女で分けるなどの工夫をしています。

【委員長】 このようなことも、教育環境として考えていくべきことだと思います。

【委員】 プール学習については、期間が限られていることから、将来的には管理運営を委託し、学校が授業で使わない期間は、市民への開放やスイミングスクールなどに活用するとか考えられるのではないのでしょうか。

【委員】 プールのない学校もあるとのことですが、冬の長い地域によっては、体育の授業としてのプール指導は少なく、冬場にスキー教室などを実践しているところがあったりします。吹田においては、小学校に低学年用と高学年用のプールがあり、中学校にもプールがあって9年間で水泳の力をつけていこうとしています。これは、競泳選手を育成するとか水泳に特化した授業を行うとかいうことでなく、近くに泳げる海も川もない自然環境で、子供達が水難事故にあわないように水泳の力をつけてあげたいという願いで脈々と昔から行ってきたものです。

これらは先ほどのアカデミック・プランとして、子供達にどのような教育をしたいのか、どのような力を子供達につけてほしいのかが、大事になると思います。

【委員長】 学校などの施設は昭和40年代の高度経済成長時代に整備されたものが多く、これら老朽化への対応等で建設事業に多額の費用がかかることが見込まれています。その中で今後も限られた予算、維持管理費用や修繕更新費用等の効率的な運用、施設の長寿命化や公共施設の最適化も考えていくことも重要であり、「教育施設の効率的な運営を図る視点」も持ちながら議論していきたいと思います。

【委員長】 では、議題2学校の標準規模についてです。事務局の説明をお願いします。

【事務局】 学校規模について、学校教育法施行規則第 41 条及び第 79 条で小中学校の学級数は 12 学級から 18 学級以下を標準としています。【資料 5】では三大都市圏の中核市の状況をお示ししています。標準又は適正規模は、国に基づくところが多いです。

【委員長】 規模に関する評価として、望ましい学習環境を形成する環境規模が望まれることから、2つの評価を考えます。

一つ目は、「一般的な目安からの評価」です。

これは、一般的に適切とされる目安を標準規模とし、過大規模、過小規模等の分類をすることで、他市等との相対的な比較評価の目安となります。

もう一つは「現状における施設整備の状況からの評価」です。市街化が進み、学校施設等において、限られた条件での施設整備となることや、財政面での制約は無視できない条件なので、現状のハード面での制約について評価する目安が必要です。

(事前にいただいた意見より)

<p>【委員】</p> <p>以前、「学校規模の適正化」と表現していましたが、この「適正規模」というのは、そこから外れたら良いとか悪いとかいうことではなく、「学校運営上どういう規模がやりやすいのか」という意味と考えるので、今回は学校教育法施行規則で使われている「標準」規模と表現することで理解しやすくなると思います。</p>
<p>【委員】</p> <p>標準規模と表現するにあたっての考えには賛成です。学校運営上望ましい規模には、大規模校では学校全体の児童数や学級数だけでなく、施設のキャパも大きく関係すると考えます。また、小規模校では、人的資源が不可欠です。</p>
<p>【委員】</p> <p>「一般的な目安からの評価」については、他の自治体との比較には何らかの物差しが必要なので、文科省の資料（いくつかあるようですが）を使用することが一つの方法となります。その際は、引用した資料で使用する文言をそのまま使用することが適切だと思います。</p> <p>「現状における施設整備の状況からの評価」については、条件整理ですので書かれているように進めれば良いと思いますが、具体的な検討を行うための情報を集めることが大切です。</p>
<p>【委員】</p> <p>規模を評価する上での標準化は必要であり、標準規模は分かりやすいです。</p>
<p>【委員】</p> <p>上記の基準・評価方法については、特に意見はありません。評価のポイントをもとに評価したことを、最適化に向けてどのように反映していくのかが重要なことだと考えています。</p>

【委員長】 皆様からいただいた意見でも、単に学級数だけで判断するのではなく、一定の学級数を標準として、各学校の（敷地などの）規模も含めて違いがありますので、適正な教育環境を目指すうえでの目安として「標準規模」とすることに異論はありませんでした。

【委員長】 【資料 1】でもあるように、学校教育法施行規則では、「小学校 12 学級以上 18 学級以下を標準とする。」と規定しており、中学校についても同じ学級数を準用しています。

(10)

「標準規模」より大きい学校、小さい規模の学校の特徴を整理し、規模が大きすぎたり、小さすぎたりして何か困った問題があるとすれば、どこまで許容されるのかといった範囲を考えるとというのが次の課題です。

(事前にいただいた意見より)

<p>【委員】</p> <p>現在 25 学級以上の学校が多数あり、校舎増築工事などで 31 学級以上の学校も存在する。「標準規模」について、例えば「大規模」校は 31 学級以上と見ることも大事だが、現在の施設に基づいて適正に学校運営ができる規模（学級数）という視点も必要ではないか。</p>
<p>【委員】</p> <p>地域の児童・生徒数が変動することを踏まえて、長期的に標準であると予想される学校とそれ以外（課題解決を検討する区分）に分けておくとともに、課題解決を検討する区分に関しては予想される課題の程度と課題発生期間を整理しておくが良いと思います。</p>
<p>【委員】</p> <p>人的、ハード的にも、標準からあまりにもかけ離れてしまう過少規模、過大規模は学校運営自体に支障を来すのではないかと考えます。</p>
<p>【委員】</p> <p>コロナ禍の中、40 人学級が密との指摘を受け、また、個別対応が必要な児童・生徒の増加も鑑みると、今後 30 人～35 人学級への法令改正も視野に入れる必要があるのではないか。</p>
<p>【委員】</p> <p>学校の規模を考えるうえで、クラス分けや毎日の活動における適正がどの視点をもって考えるかが重要となる。現在 25 学級以上の学校が多数あるものの、小学校では各学年 3 クラス程度の運営が、現場での取り組みを考えたらうで適正であると感じている。この点から考えると標準規模としてこの辺りが検討材料になるのではないかと考える。</p>

【委員長】 小規模化や大規模化が進んだ場合、課題としての影響が大きくなることから、まずは、学校運営を行う上で望ましい規模である 12 学級から 18 学級までを標準と考え、過大規模・過小規模にいたるまでの緩衝帯としての区分が必要ではないかと考えます。将来的に過大規模化・過小規模化するだろう学校に 2、3 年先を見越してあらかじめ手を入れていく区分というものも必要ではないでしょうか。

【委員長】 では、議題 3 大規模校と小規模校のメリット・デメリットについてです。

今回の論点整理として、大規模校と小規模校のそれぞれの特徴を確認していただき、次の議論で学校規模の許容範囲についてご議論いただきたいと思います。事務局の説明をお願いします。

【事務局】 [資料 3](#)でお示ししている学校規模によるメリット・デメリットについては、文部科学省がホームページに資料としてアップしていたものです。項目ごとに整理されています。

(前回の会議で出された意見)

小規模校		大規模校	
メリット	デメリット	メリット	デメリット
学校全体で縦の関わりが非常にしやすい。	学年行事などそれを1人でやることもあるので、新任は苦勞する面もある。	いろいろな子がいるので社会の縮図がそこにある	キャパと人数というのはいろんな苦勞がある。 600人規模で作られた学校に1,000人のこどもがいれば、運動会なども大変
		新しいアイデアが出てくるなど、広がりが増えていく	大規模校でも小規模校でも特別教室の数は一緒なので、体育館利用は合同にせざるを得ない

(事前にいただいた各委員の意見のとりまとめ)

小規模メリット：

- 他学年の児童も把握しやすく、担当学年以外の児童との関係も深まり、支援や声かけが細やかにできる。
- 一人ひとりの体験、経験の機会が多くなる。
- 年を重ねても旧交を温めることが容易で地域愛も持ち続ける。クラスメイトが子供の頃のことを記憶しているような状態。
例えば、運動会の参加種目が多い。家族のことがわかるので、様々な側面を知ることができる。
- あまり競争しなくて良く、自分のペースで生活できる。
- 落ち着いた環境で学校生活が送れる。
- 教員の目が届きやすい。
- 子供たちの活動機会が増えるため、力がつく。また、子供の様子を観察しやすくなるため、支援がしやすい。

小規模デメリット：

- 学年の人数により、学級数が減った時の差が大きい。在籍が41人だと2クラスであり、1クラス当たり20人～21人となる。次の年一人転出して40人になると1クラスになるので40人の1学級になる。(支援学級は通常学級編成とは別の学級定数なので、実際には、40人を超える。)
- 複数の教員が病気等で休んだ場合、生徒指導上の課題が生じたときにカバーすることが困難。
- 合唱や合奏等は明らかに水準が下がる。音楽の発表会等の迫力などが極端に違おうし、学校に備えてある楽器の種類も全く違う。(楽器はあっても、少人数なので多くの楽器を使った演奏ができない。)
- 人数が足りないことが原因でクラブ活動の種類等が制限される。
- クラス替えがないので人間関係から逃れることができない。
- 競争を求める子にとっては張り合いがないのかもしれない。
- 1学年1クラスになると、クラス替えなどが無く、ずっと同じメンバーとなるため、辛いと感ずることも出てくる。
- クラブ活動が限られてしまい、廃部となるクラブが増えてくる。クラブ活動の機会が減る。

- ・ 教員の目が届きやすい一方で、自立という面では課題が残る。
- ・ いろいろな視点での考えが出づらく、多様な考え方が難しくなる。
- ・ 子供が固定され、人間関係が難しくなる場面がある。
- ・ 教職員の配置数が減るため、手厚い支援や、チームでの対応やきめ細やかな支援が難しい
- ・ 児童、生徒は一度構築された人間関係の中で9年間過ごさなければならない。
- ・ 目立たない児童・生徒にスポットが当たりにくい。
- ・ 行事の企画・運営が大変。

大規模メリット：

- ・ 多様な人間関係の形成が可能。
- ・ クラブ活動などの多様性
- ・ クラス替えて、シャッフルが可能なので、人間関係をリセットしやすい。多くの教員が関わるので、多様な価値観が得られやすい。
- ・ 集団としての力を発揮できる機会が増える。

大規模デメリット：

- ・ ひとり当たりの経験数（時間）が少なくなる。
- ・ クラブの練習場所の割り当てが少なくなる。
- ・ ハード面で運用が辛くなる。
- ・ 大きくなりすぎると、人をまとめるのが大変。人間関係の希薄化。
- ・ 目立たない児童・生徒にスポットが当たりにくい。行事の企画・運営が大変。
- ・ 一人ひとりの活動に制限がかかり、経験ができる機会が減る。
- ・ 運動場等の一人当たりの活動範囲が狭くなり十分な活動が難しくなる。
- ・ 特別教室の割当に変更や融通をつけることができなくなる。

【委員長】 前回も小規模校についてご意見があったかと思います。少ないということで施設面の余裕はありますが、活動面で制限がかかるとの意見がありました。

【委員】 小規模校ではPTA活動などでも役割が何回も回ってくるとか、逆に大規模校の場合はアンケート集約などの事務量が多くなります。

【委員】 子供達も小規模の場合、掃除の分担にしても一度にすべてできずに、今日は廊下の日といった、日によって分担場所を変えたりする工夫をしていました。しかし、運動会などは種目を増やして一人当たりの出場回数を多くすることが出来ました。

【委員】 大規模校の場合、教員、特に管理職の事務量は増えます。また、トラブルの件数も必然的に増えます。

【委員】 小規模校では選べるクラブの種類が限られてしまうのがデメリットとありますが、小規模校と大規模校で課外クラブに入っている人数の割合に変化あるのでしょうか。

【委員】 データは持ち合わせていないのですが、大規模校の方が、外野球や外サッカーなどの学校外のクラブチームで活動する生徒が多かったような気がします。

【委員】 クラブ活動などのメリット、デメリットについて、デメリットの多くが実は学校の外で費用さえ払えば獲得できるという地域なのではないかと感じます。

【委員】 小学校の課外クラブ活動などは、他所では社会教育活動として行っているのですが、吹田の場合は、学校の教育活動の一環として行っています。

【委員】 お伺いしていると、吹田でも独自に特化して力をいれているところがはっきりあって、その特化しているところが、教育として目指しているところで、それに対して施設の在り方をどうしていくのかがやはり大事であると思います。

【委員長】 メリット、デメリットについては、ご意見いただいたように学級数の多い学校、少ない学校にはそれぞれ良い点と課題があり、それぞれの学校で良い点を伸ばしながら、課題克服に向けた様々な教育上の工夫を行っていることがわかりました。

【委員長】 では、議題4 小規模校、大規模校の分類についてです。先ほども標準規模以外に、過大もしくは過小の学校の間に予備軍としてファジーな区分を設けようかとの意見がありました。この点も含めてご議論いただけたらと思います。最初に事務局から資料の説明をお願いします。

【事務局】 **資料4**をご覧ください。これは、前回の会議でお配りした児童数推計により出した令和8年度の数字をもとに、吹田市の地図にて俯瞰していただけるようお示ししたものです。

吹田市の西側を通る新御堂筋沿線については軒並み増加となっています。また、★印や青○がついていないのに、網掛け状態となっている江坂大池小学校、千里第一小学校、山田第二小学校などは、児童増に対し、学校施設の収容数が厳しい学校であり、規模の分類では見えてこない学校です。

1 1学級以下の小規模校は、山田第五小学校と吹田東小学校ですが、1 2学級の学校も4校ほどあり、推計の下振れでは、1 1学級となることもあります。

(事前にいただいた意見より)

【委員】

- 31学級であっても、収容する教室が充足し、運動場の規模も大きい場合は、今後の児童生徒推計を見ながらであるが、特色ある学校づくりを進めることで一定許容していくべきではないか。
- 30学級未満の学校であっても、普通学級を確保するために、少人数指導教室や更衣室、英語ルームなど豊かな指導のできる環境がない学校を適切と考えることは、学習活動や豊かな教育の保障、学校運営上の観点からも課題であるとする。それらの学校も大規模校と同じ課題解決の必要な学校と考える。
- 「過大規模」を31学級以上と見ることも大事だが、現在の施設規模に基づいて適正に学校運営ができる規模(学級数)という視点も必要ではないか。
- 普通教室に使用可能な教室数さえあれば運営上支障が無いとすることは、吹田市の児童に豊かな学習環境を用意することにはならない。
- 児童1人当たりの校舎延床面積が10㎡未満となった学校という視点も大切にしたい。
- 学校規模については、大規模化する可能性のある学校(小学校なら19~24学級)のカテゴリーを設けておいた方が良いと思います。

【委員】

運営上の課題と物理的な課題に分けてはいかがでしょうか?解決策も異なると思います。

運営上の課題: 31学級以上で発生すると想定

物理的な課題: スペースが不足した時点で発生(教室数や児童・生徒1人あたり面積等で評価)

以上で2*2のマトリクスを作成し、課題のある学校を当てはめるイメージです。

4つに分類されるので、4つの色を地図上に塗れば、複数校区での検討に意味があるか、ざっくりとわかるかと思います。

【委員】

学校の受け入れ可能な人数にも制限があり、児童1人当たりの校舎延床面積で評価すると分かりやすいと思います。昔と違って、いろいろな特別教室が必要となっており、学校においては教室不足が生じています。

各学校自体のハード面での制約、問題も考慮しながら、課題を洗い出さないといけないと思います。

【委員】

もともと建設当時に予定されていた学校規模に応じて、まず現状を分析する必要があると考える。前述の条件等を勘案し、現在の学校状況の聞き取り等を踏まえたうえで、標準規模かどうかだけではなく、それ以外の項目においても一定の基準を設け、当該校について検討していくようなシステムづくりも必要ではないかと感じている。

【委員】 **資料4**の学校規模の状況ですが、中学校はどのようになっていますか。

【事務局】 中学校については31学級以上の見込みの千里第二小学校と千里第三小学校がある吹田第一中学校や、東山田小学校と千里丘北小学校がある千里丘中学校などが大規模校となる推計です。

【委員長】 国の場合は6学級を下回った場合は過小規模と分類しているのですが、前回の意見でもありましたが、吹田の場合、複式学級とかが考えにくく、単学級の状態も好ましくないとして、6学級以下を過小規模校としようと思いますが、この点いかがでしょうか。

また、28～30学級の学校については、早めのリサーチをしながらビジョンを立てていかないと、将来31学級となってしまってから遅く、その時の子供達に対して環境を整えてあげるのも大事な点かなと思いますので、その点もここで確認したいと思います。

【事務局】 すみません。先ほどの説明の補足をさせていただきます。

児童1人当たりの校舎延床面積が10㎡未満となる見込の学校として、令和8年の推計において、吹田南小、千里第一小、千里第二小、千里第三小、千里新田小、豊津第一小、豊津第二小はギリギリですが、片山小、山田第二小、東山田小、千里丘北小、佐竹台小、高野台小、津雲台小、古江台小、藤白台小、桃山台小で、全体の約半数となります。ただし、教室不足を児童推計から判断し、千里第二小、佐竹台小については増築工事を、豊津第一小、江坂大小については設計委託を行っていますが、今回の計算には入れていません。

また、中学校については吹田第一中、吹田第六中、片山中、豊津中、山田中、千里丘中、高野台中、古江台中でこちらも全体の約半数近くなりますが、同じく増築工事中の千里丘中学校の情報は反映していません。

前回の会議でも「キャパと人数」というキーワードがありましたが、既存の建物または校地面積に対し、児童数の推計で一定の割合を下回った場合、課題解決の検討の対象として注視し、必要であれば増築工事の検討も必要となることから、学校施設の収容可能規模と児童数の関係ももう一つの視点として考えられます。

また、児童、生徒数の増加による普通教室不足に対しては、会議室や特別教室を教室に転用を検討しています。学校の諸室内訳は学校配置図などから見ましても、学校ごとの状況によって異なります。例えば理科室は高学年用と低学年用の2室あるのですが、理科の専科の先生を置いている学校は稼働率も高く、普通教室転用は難しかったり、更衣室や相談室なども学校運営の中で別途転用していたり、支援教室への対応などで確保できる普通教室数が変わる場合があります。

【委員】 延べ床面積で比較する場合、1970年ごろに造ったものは、外廊下や外階段が結構多いのですが、外廊下、開放廊下などは延べ床面積に入らないので、面積が過小評価されている可能性があります。中廊下や窓付の廊下の場合には面積に入るので、その点注意が必要です。1970年ごろに造ったものは、外廊下や外階段が結構多いのです。比較するならば、廊下とかを引いた教室や諸室の面積で比較したほうがいいです。

【委員長】 今回のご意見を受けて、標準規模については、12～18学級とし、31学級以上になると、学校施設の利用に制限を受けることとなり、総合的な学習などを進めるにあたって制限や工夫を凝らす必要など、教育環境として課題が生じる範囲と考えます。また、同様に過小規模についても6学級以下とします。そして、その緩衝区分として19～30学級を大規模校、7～11学級を小規模校とします。中学校においても同様と考えます。また、過大規模校、過小規模校のみを課題解決が必要な学校ととらえるのではなく、学校の大きさや児童数をもとに、課題検討の対象とすることも考えるべきと考えます。

【委員長】 ほかにご意見はありませんか。

【委員】 PTAのアンケートなどで意見があったのですが、大規模開発などで児童数が増える見込みの学校で、校区を変更するかもしれないとあったのですが、その辺りはどうなのですか。

【事務局】 開発の状況によるのですが、開発戸数をはっきりと出てきて、それに対する学校の状況を見て、ハード面の整備を考えられますが、平成14年の「吹田市立小・中学校の適正規模についての基本的な考え方」においても「今後校区の境界付近で大規模集合住宅の開発が行われる場合などにおいては、事前に集合住宅単位で校区を変更するなどの方策も随時実施しながら適正な学校規模が確保できるよう努めるべき」とあるように、その点も含めて、開発戸数をはっきりした時点で判断していくことになると思います。

【委員】 例えば、過去に、南山田小学校区では、山田第五小学校区の向かいのレナウンの跡地が再開発されて、南山田小学校の過大化が始まり、その後も、南山田小学校区内で、企業の保養地なども開発されたことから、建増ししても足りない状況となりました。早めに開発計画などの情報をつかむことも大事だと思います。

【委員長】 次回、これらのことも含めて子供達の環境のためにどのような課題解決を図るべきかについてご意見をいただきたいと思います。

他にございませんか。ないようですので、次回の日程について事務局から説明願います。

【事務局】 改めて日程につきまして事務局より照会をかけさせていただきます。

【委員長】 ではよろしくお願いたします。それでは、これで第2回の会議を終わります。

令和2年度 第3回 吹田市立学校規模等検討委員会 議事概要

日 時	令和3年3月8日（月） 書面開催
場 所	吹田市教育委員会 教育委員室
出席委員	森島 委員長 若本 副委員長 森田 委員 江下 委員 植田 委員 塩路 委員
事務局	山下学校教育部長 堀学校教育部次長 植村教育政策室長 長井総括参事 曾我主幹 泉宮係員
案 件	議 題 過大規模校、過小規模校の課題対策について （1）国による例示等 ・ 学校の分離・新設 ・ 通学区域の見直し ・ 学校施設の増築等 ・ 教職員数を増やすこと ・ 学校規模の問題を解消する上での主な課題等 （2）35人学級移行による普通教室確保について ・ 趣旨 ・ 現状、課題 ・ 教室確保のための取組策 （3）吹田市の取組方策 ・ 過小規模校対策 ・ 過大規模校対策 ・ 課題対策を進めるうえでの留意点等 （4）その他

今回の吹田市立学校規模等検討委員会については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、書面にての開催としました。

事前にアンケート形式による意見聴取書を各委員にメールにて配付し、回答いただいた内容を事務局側で集約し、再度メールにて情報共有を行うとともに、他の委員の意見に対しての再度の意見もいただき、それらの内容をとりまとめ、別紙のような議事概要としました。

過大規模校、過小規模校の課題対策について

前回の議論では、単に学級数だけで判断するのではなく、一定の学級数を標準規模とし、過大規模校、大規模校、小規模校、過小規模校と分類分けをする「一般的目安からの評価」とともに、現状の学校規模（敷地面積や建物面積）を基に「現状における施設状況からの評価」も考慮すべきとしました。これらを踏まえて、課題解決の方策について検討します。

一 《国による例示等》

文部科学省発出の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、以下のような事例が紹介されています。（第2回目会議 資料2 p14参照）

1 学校の分離・新設

学校を新設し、既存校から分離する。

（ex.平成27年に山田第二小学校の校区の一部を分離し、千里丘北小学校を新設）

2 通学区域の見直し

(1) 校区の見直し

小規模校や大規模校において、通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に編入し、学校規模の適正化を計る。

（ex.平成15年に千里新田小学校の校区の一部を千里第三小学校、桃山台小学校に変更）

(2) 学校選択制の導入

市内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認める自由選択制度や、就学を希望することができる学校を限定する隣接区域選択制度、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める特認校制、特定の地域に居住する者に学校選択を認める特定地域選択制などがある。（資料2参照）

(3) 統 合

学校を統合し、学校規模を拡大する。

（ex.平成15年に竹見台小学校と南竹見台小学校を統合し、千里たけみ小学校とする。）

3 学校施設の増築等

校舎、教室等を増築する。

（ex.令和3年度完成予定の千里第二小学校や千里丘中学校）

4 教職員数を増やすこと

学校規模は見直さず教頭を複数配置することやミドルリーダーの役割を果たす教員を配置する等の工夫を行う。

5 学校規模の問題を解消する上での主な課題等

文部科学省が行った、都道府県や市町村に行った調査では、市区町村が学校規模の適正化を図る上での主な課題や懸念について以下の点が挙げられている。

- (1) 保護者や地域住民への理解、協力
- (2) 地域コミュニティの維持
- (3) 地理的要因
- (4) 予算の確保
- (5) 今後の学齢人口を推計するのが困難

ご意見等

- ・ 校区を変更する場合は中学校区内でできるのが望ましいと考えますが、通学等の関係で中学校区をまたぐ変更を検討する場合は、両中学校区の今後の推移を見据える必要があると思います。変更後10年に満たないうちに変更先で同じように過大規模校や過小規模校の課題が生じないように推計の把握が必要だと思えます。
- ・ 調整区域や選択制を考えるにあたっては、過大規模解消、過小規模解消の趣旨から外れないようにする意識が必要だと思えます。特に、保護者・地域の方にもその点について理解をしてもらえるように周知して頂きたいです。
- ・ 対策の実施後、それぞれの学校生活を送ることを理解して頂ければよいと思えます。
- ・ 対象となる学校の個別の実情をそれぞれ整理し、一番適切な解決策を選択することが望ましいと思えます。
- ・ 5で示された課題について（1）から（5）は課題の種類が異なり、検討の順序もあるはずなので、まずはその整理が重要です。
 - （3）と（4）は定量的な情報が基礎となって、課題やそれを解決するためのシミュレーションも定量的なものになると思えます。
 - （5）も定量的な情報ですが、不確実です。そこで、ある程度振れ幅を持たせて、いくつかのシミュレーションを行い、最低限対策をしておくべきことを見出せば良いと思えます。
 - このように、（3）～（5）は数字とその算出過程を示すことに集中すべきです。
 - （1）と（2）は、定性的な内容であり、感情的な判断も入ってきます。しかし、（3）～（5）で課題の状況を定量的に示すことで、大多数の市民と課題を共有することは可能だと考えます。その上で、市民と一緒に考えることが重要だと思えます。全員合意は難しいでしょうし、感情的には結論に同意しかねる方も多いはずですが、大多数の理解は得られると思えます。
 - なお、シミュレーションを行うことは計画することとある意味同義ですから、その方針（児童生徒の学習環境の向上）や条件（通学距離、現状のコミュニティの単位、再編後の・・・）を十分煮詰めておくと共に、明示することが前提となります。
 - ・ 学校規模の課題解決を進めるにあたって、国の例示による方法は、行政や学校だけで進められるものではなく、保護者・地域の皆さん等にも情報提供において丁寧な説明を行い、課題を共有しその意見を尊重する必要があると大いにあります。
 - ・ 校区の見直しや統廃合、新設、学校選択制についても、学校だけの問題では収まらないため、非常に難しいのではないかと考えます。
 - ・ 学校規模の適正化を検討するときに、人口の推移や少子化の問題だけから見ると、単に学校規模だけで検討することとなり、将来的には施設が無駄になってしまうことも考えられます。

- ・ 学校の適正な運営には、児童生徒に対する教員数や教員構成が重要であり、児童生徒の学習環境の保障を中心に考えていくことも、ひとつの指針と考えます。
- ・ 児童生徒が学校生活を送るために必要な業務量をこなすためには、学校の管理職や事務員の配置数も検討の材料として考えることは、児童生徒にとっての適正な学校運営につながることを考えます。
- ・ 教室数は、創立当時の学校規模に拠っていると思うので、可能であるならば、校舎の規模に見合った生徒数となるような校区変更が理想的だと思います。
- ・ 今後校舎増築などを行う際、学校敷地面積に応じた生徒数を考え、増築計画を立てる必要があるのではないのでしょうか。
- ・ 現段階では、小学校が順次35人学級になっていく見込みですが、将来的に中学校も35人学級になることを見込んでの学校規模を考えていく必要があると思います。
- ・ 吹田市の教育環境を考えるうえで、学校規模を考えた場合、校区変更を行う必要があるならば、市民から幅広く意見を聞く場を設ける必要があると思います。
- ・ 現状のまま35人学級に移行していくなら、学校規模の差がますます広がり、過大規模校では職員が職員室に入りきれない状況も想像が付きまします。また、その場合、教頭の複数配置もしくは副校長を配置し、管理職3人体制で学校管理を行わなければ、学校経営が疎かになる部分が出てくると思います。

委員会としてのまとめ

一 国による例示等について

今回の吹田市の状況と合わせて考えますと、1 分離・新設、2 (1) 校区の見直し、(2) 学校選択制の内、隣接地区選択制、(3) 統合、3 学校施設の増築、4 教職員を増やすなどの対策が考えられます。

ただ、施設工事・土地取得関係予算及び人員配置予算面での課題、取得できる土地があるのかという課題及び、保護者や地域への説明と合意形成の課題が生じることとなりますが、吹田の子どもたちの学習環境の改善の趣旨に鑑みてまとめていくべきだと思います。

二 35人学級移行による普通教室確保について

1 趣旨

令和3年2月2日に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(いわゆる「義務標準法」)の一部を改正する法律案」が国会に提出されました。(令和3年3月1日時点)

この制度では少人数による指導体制の計画的な整備について、小学校においての学級編制の標準を令和7年度までに、35人に段階的に引き下げることとするものです。(資料3参照)

2 現状・課題

令和3年度は、令和2年度まで大阪府が独自の方針として2年生も35人学級としていた方針をそのまま踏襲し、実質の変化はないと思われま

ただし、児童数増加による過大校対策を検討する学校においては、令和4年度以降、この学級編制の移行により、31学級以上の過大規模校となる小学校や保有普通教室が不足となる小学校が増加する見込です。(資料4～6参照)

3 教室確保のための取組策

現時点では国や大阪府から次年度以降の教職員の確保も含めて、具体的な情報が発出されていないので、まだまだ不明確な点がありますが、以下の点について検討する必要があります。

(1) 学級数が31以上となる過大規模の小学校が、令和8年度には7校となる見込であるが、(資料4～6参照) 保有教室の過不足については、全市的には保有教室数が必要数を上回る状況であることから全市的に校区の見直しの必要性について検討します。

◎ この点について、全市的に見直すのか、過大規模校や過小規模校の隣接地域での見直しに限定する等、ご意見をいただきたい。

ご意見等

- ・ 35人学級という流れは、全市的に議論をするチャンスとは思いますが、対策が必要ではない規模の学校では、校区変更等について理解は得られないと思います。
- ・ 今後10年間を見据えて、必要性が高い校区に絞る方がよいかと思います。
- ・ 過大規模校、過小規模校共に、35人学級を実現するためには、課題が山積であると考えます。
- ・ 校区の見直しを考えると、保護者や地域へ丁寧に説明し、理解を得る必要があります。当該保護者には現状、どのような事態が生じているのかを理解していただいても、実際に我が子はその対象となった場合、校区を変更することを理解してもらえない可能性が高いと考えます。また地域コミュニティにおいても同じことがいえると考えます。
- ・ 現状、教室数の確保が難しい学校が増えている状況で、35人学級編制が段階的に進めていくにしても教室の確保がかなり難しいと考えます。学校の老朽化の対応も考えていく必要があります、財政的にもかなり難しい問題であると考えます。
- ・ 今後、どのような都市開発が行われていくのかは不透明ですが、過大規模、過小規模校だけではなく、全市的に今の通学区域で良いのかを長期的に見越して検討していく必要があると考えます。

- ・ 35人学級の実現に向けての署名活動などはされていますが、教室や人的な確保などの問題は置き去りにされている感があります。35人学級編制と並行して、全市をあげて過大規模校、過小規模校の解消を実現するための制度改革は難しいでしょうか。
- ・ 校区をまたぐ変更をする場合において、PTA活動の観点から見ると、校区が広がることによって、登下校時の見守り活動や、一斉下校の付き添い等が難しくなる可能性があります。
- ・ 地域のお祭り等の手伝いや校内のPTA活動においても、遠方から学校に来ることになると、お手伝いをする事へのハードルが上がり、なり手不足の増加にもつながる可能性があります。
- ・ ①不足する学校の敷地での増築を検討、②不足分を同じ中学校区にある小学校のうち敷地に余裕のある方での増築を検討、③敷地外での増築を検討、等を行い、形成される環境を生徒一人当たりの面積等で示し、このことの困難さや課題、解決の糸口を“見える化”することが重要だと思います。
- ・ 今後の開発計画を見極める必要があります、また経済状況にも左右されるので難しいとは思いますが、より精度の高い児童生徒数の推計を行い、先を見通しての教室等の増改築や校区変更を行う必要があるのではないのでしょうか。

(2) これまで少人数教室等として確保していた2教室を、今後は1教室に減らし普通教室を確保します。また、過大規模校でなくても、普通教室が不足となる学校もあることから、新たな新築増築計画を立てるとともに、既存の計画の前倒しも検討します。

- ◎ 増築工事においては期間もかかり、工事スペースの確保が必要です。また、教室の確保を新築増築のみに頼ると、過大規模校が増加する一方で過小規模校は依然として残る状況となることから、この点についてご意見をいただきたい。

ご意見等

- 教育環境の改善の観点から、前回議論した最低確保すべき保有教室として全体クラス数+少人数、習熟度別等の教室として2教室を基準として整備することと、35人学級対策で縮小されることとは、本委員会の本来の趣旨とずれているように感じます。
- 過大規模校から過小規模校（できるだけ中学校ブロック内）への校区変更等の対策について協議してはいかがでしょうか。
- 今後10年を見据えた時、35人学級へ移行することも前提に検討条件に加えるべきだと思います。
- ニュータウン建替え後の児童生徒数・学級数の推計、その他、吹田市内の宅地開発の予定や可能性のある学校は新たにあるのでしょうか。
→(事務局回答)現在わかっている範囲は児童生徒数推計に盛り込んでいます。

- ・ 中学校区をまたぐ変更を検討する場合は、両中学校区の今後の推移を見据える必要があると思います。
- ・ 移行期間中は少人数教室等を1教室とすることもやむを得ないと考えますが、その先については、35人学級対策で、さらに予備数として1教室加えた増築計画を示すことが望ましいと思います。
- ・ 過大規模校、過少規模校、それぞれの問題を吹田市の地図上で表すと分かりやすいと思いました。
- ・ 全市での校区変更で現実的な解が得られるのであれば、可能性を示して具体的な検討テーマの一つとするために、そのシミュレーションは示した方が良いでしょう。
- ・ 少人数の教室は、大きい学校においては、2教室確保することが必要であると考えます。少人数授業を行う上で、時間割を組むことが難しくなります。また現行の指導要領を考えると、英語教室の必要性もあり、そのあたりも加味して、計画をすることが大切かと考えます。
- ・ 小学校の状況はわかりませんが、中学校では少人数学級用に2ないし3教室分は余裕が欲しいです。最低各学年1教室分の余裕は必要です。

委員会としてのまとめ

二 35人学級への移行による普通教室の確保について

35人学級への移行により、過大規模校となる学校数は増えますが、対策への基本的な方針としては同じだと考えます。

(1) 校区の見直し等について

ア 校区の見直し、調整地域の指定について、過大規模校区から、規模と教室に余裕のある校区への変更を検討する。その趣旨について、地域、保護者への丁寧な説明、意見聴取が必要。

イ 過大規模校となるが、その期間が概ね数年程度である場合は、校舎の増築で対応するとともに、その間、管理職加配（副校長配置又は教頭二人配置）、あるいは加配教員等を配置するなどの人的支援を行うことも対策として行なう。

ただし、移行期間が終わった後の学校規模の状況の推移を把握しておく必要がある。引き続き過大校となるのであれば、アとする方がよい。

(2) 教室確保について

教育環境の改善の観点で考えると、少人数指導の教室や英語教室を削減することは好ましくなく、新築増築や校区変更等で対応すべきである。

しかしながら、教育施設の効率的な運営の観点から考えると、過大規模校状態となることのある程度の期間考えられるのであれば、一時的に1教室を普通教室に割り当てることを許容とすることの検討は必要である。

三 《吹田市の取組方策》

国の例示や、35人学級編制による課題等を踏まえ、以下の点について検討します。

1 過小規模校対策

過小規模校については、以下の課題解決策が考えられます。

◎ 以下の点についてメリット・デメリット、優先順位や留意点,その他解決策などについてご意見をいただきたい。

(1) 通学区域（校区）の見直し

過小規模校に対しては、隣接する学校の通学区域の一部を通学区域として編入し、または、隣接校区の一部を調整区域として指定し、過小規模校の通学区域を拡大させる。

ご意見等

- ・ 小規模校間では望ましい学校規模とならない。
- ・ 出来れば、過大規模校から、近隣の小規模校へ異動希望が出るような案と説明ができ、理解の上、校区変更をしていただけることが望ましいと思います。
- ・ 保護者の意見を聞くにあたっては、校区変更、分離、統合の場合、いつから、何年生以下を対象とするのかという情報を早めに伝える必要があるのではないのでしょうか。
ただし、対象となる両校の教育環境改善の趣旨を伝える必要があります。
- ・ 山五小学校については、南山田小学校区からの一部変更が考えられますが、すでに南山田小に在籍している児童や保護者に対しては、丁寧な説明と調整期間（在校生への特例）、道路を横断する通学路の安全対策など準備が必要だと思います。（過去の事例を検証）
- ・ 過小規模校対策で考える場合、「隣接する」他地区から指定校への変更については、大規模校から小規模校への希望に限定することがよいのではないかと考えます。
- ・ (1) 通学区域（校区）の見直し、をされるのが良いと思います。
その時も、①中学校区内、②他中学校区でも隣接地区であること、③調整区とする場合は、期間を6年間などと区切るのか、無期限とするのか決めておく必要があると思います。
- ・ 校区を変更する場合、保護者、地域に対して丁寧な説明と理解いただくことが必要と考えます。その際も、急な変更ではなく、経過措置として数年間はどちらの学校にでも通えるなどとするとか、通学路の安全を確保するなどの配慮も必要と考えます。
- ・ 小規模校には、そのメリットは有るにしても、単学級はデメリットも大きく感じます。いろいろな問題はありますが、校区の変更などの対応が必要ではないかと考えます。
- ・ 過小規模校での余裕教室を有効活用するためにも、隣接校区の一部を調整区域と指定することは望ましいと思います。また、校区をまたぐ場合には通学にかかる時間の目安をもうける必要もあるかと思います。

- ・ 山五小学校について、地域への丁寧な説明が必要ではあるが、今年度も30人程の新生入生ということを考えると、南山田小学校区からの一部変更も検討事項になるかと考えます。しかし、南山田小学校も現在微減で、今後も減少していく方向にあるので、そこを考えた時にどうすることが適当なのかが、非常に難しいと考えます。
- ・ 校区を変更するのであれば、今までの経緯と今後の見通しについて。丁寧な説明と調整期間（在校生への特例）、道路を横断する通学路への安全対策など準備が必要だと考えます。
- ・ 中学校区の2小学校の規模があまりにも違う場合、過小規模校から入学してくる生徒が馴染みにくくなる可能性もあり、不登校などの原因にもつながる恐れがあります。バランスを考えた校区変更、もしくは中学校区内での希望制指定校変更を認める事が必要と考えます。

(2) 学校選択制（小規模特認校等）

過小規模校については、特別認定校として位置づけ、当該の学校に限って、市内全域からの児童生徒の入学を認める制度が考えられます。

ご意見等

- ・ 自由選択制度や隣接区域選択制度については、特定の学校に希望が集中したり、小規模校がより小規模化したりする恐れがあります
- ・ この制度では地域に根ざした教育が困難となるのではないかと思います。
- ・ 小規模特認校制により、児童生徒の通学区域が広範囲となり、通学上の負担が生じたり、校区外から通学している児童生徒にとっては、自分の住んでいる地域での友人関係が希薄になったりする可能性があります。
- ・ また、家庭訪問を密に行う必要が出た場合、広範囲に及び、教職員の負担が多くなることが考えられます。
- ・ 「自由選択制」「小規模特認校制度」については、特定の学校に希望が集中する場合や、小規模校がより小規模化する場合もある等の課題もあり困難であると思います。
- ・ 「校区変更」や「隣接区域選択制度」は可能であると考えますが、教育環境の改善の趣旨に鑑み、①大規模校から小規模校への変更や希望に限定する、②選択後の住居地区校への異動は、個別事情にかかる「転校」として取り扱うなど、実施後に起こる課題等について、全体にかかる問題と個別事情を分けて、予め決めておくことも必要です。
- ・ 小学校段階での広範囲な選択制は慎重であるべきだと考えます。
- ・ 発達段階の児童生徒への通学距離や時間の負担、送り迎えなどの安全面で、保護者負担が大きいと考えます。

- ・ 選択をした時点で就学校の指定がされたこととなりますが、6年先まで予測できません。家庭状況の変化や、児童の心身の負担から、居住地校への「転入」を希望した場合の取り扱いの規定が必要だと思います。
- ・ 急な体調不良やケガ、災害による集団下校、登校しぶりや不登校などについて、学校と保護者との細やかな連携ができないことも出てくると思います。
- ・ (2)については、安全面、保護者負担との関係で難しいように考えます。
- ・ 学校選択性の導入においては、どれだけのニーズ、希望される方がおられるかが不透明であり、我が子にとって余程のメリットがないと難しいように考えます。
- ・ 小規模校、大規模校、それぞれにメリット、デメリットがあります。過小規模校のメリットの部分ニーズとする子供とその保護者が、それを望むのであれば認めることも考えられますが、どのように通学をするのか、安全面の確保などに配慮が必要であると考えます。
- ・ 過小規模校の教育環境や取り組みを特化することで、市内全域に門戸を広げることとなり、大規模校からの分散も図ることが出来ると考えられます。
また、島根県の公立校の「しまね留学」では、教育に関する（学校の）取り組みを特化し、過疎化地域に全国から人を集めているという例などがあり、参考となるかもしれません。しかし、それはそれで大きなプロジェクトとして取り組む必要が生まれるため（吹田での実現は）難しいかとも思います。

(3) 学校の統合について

通学区域の変更や調整区域の設定が実施できない場合や実施によっても過小規模課題が解決しない場合は、学校の統合も考えられます。

ご意見等

- ・ 通学距離が長くなる児童生徒に対して、通学路等の検証をする必要があります。
- ・ 児童生徒が、環境変化への対応を求められます。
- ・ 地域との関係の希薄化が危惧されます。
- ・ 学校を地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置付けています。
- ・ 統合後、改めて過小規模とならないか児童推移の情報収集をする必要があります。
- ・ 中学校区の指定の変更が必要ですが、通学距離が長くなる生徒が出ると思います。他地区と比べて負担が極端に大きくなりませんか。
- ・ 調整期間は必要だと思います。（旧北千里小のケースで古中と青中に分かれた例を参考に）
- ・ それぞれ小学校区ごとに地域コミュニティができていることから、児童の教育環境の改善について地域住民への説明が必要です。
- ・ 学校が統合し、今まで通っていた学校が無くなってしまうことなどは寂しく感じる方が多いと思います。もしそうなった場合でも、統合（受け入れ側）の学校がどのような規模になるかを中学校区の規模で、長期的な視点で見ていく必要があると考えます。

- ・ 10年後の日本の少子化問題も考えると、解決が難しい小規模校は統合し、その土地を活用して教育に充てる予算を立てられるといいなと安直に思いますが、統合によって過大校となる学校があるかどうか検証する必要があると思います。
- ・ 統合という観点で考えると、山五小学校については、元の山三小学校との統合が過去の経緯や立地を考えると課題は少ないと考えます。しかし中学校が変わるため、検討は必要かと考えます。

委員会としてのまとめ

三-1 過小規模校対策

現在、青山台小学校と山田第五小学校、高野台小学校が該当するかと思います。資料 No4 「中学校ブロック別 35 人学級編成による小学校保有教室推移」から学校別の学級数の推移をみると、過小規模校としての課題が続く校区として、山田第五小学校区に焦点を絞って具体的な方策を考えることが望ましいと考えます。この点については、隣接校からの通学区域の見直し又は、学校の統廃合について、意見をまとめるのが良いと思います。

2 過大規模校対策

過大規模校については、今後の児童生徒数推計なども考慮し、通学区域の見直しをすることが考えられます。ただし、検討するにあたってはさまざまな課題検討や実施までに相当の期間が必要となることから、教室改修や敷地内増築等も合わせて検討します。

◎ 以下の点についてメリット・デメリット、優先順位や留意点、その他解決策などについてご意見をいただきたい。

(1) 通学区域（校区）の指定

大規模校に対しては、通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に編入し、大規模校の通学区域を縮小させる。

ご意見等

- ・ 藤白台小学校区内の循環器病センター跡地の新たな開発区域については、小規模校である隣接地区（青小校区）へ校区指定変更をするのがよいと思います。
ただし、その地区に住居を購入する前に早めのアナウンスが必要です。また、実施年度の藤白台小の在校生に対しては、従来の校区変更の規定の範囲で対応も可能ですが、他地区からの転入については、青山台小学校を指定校とするべきです。
- ・ 通学路の安全対策も必要となります。（道路の横断・信号や陸橋の設置など）
- ・ 藤白台 5 丁目に既に居住している方は、開発地域をまたいで藤白台小学校区となり、飛び地的になることから、校区変更とするか、調整地区とし選択制とするかの検討が必要です。
また、選択した後の変更希望は、特別扱いでなく、従来の規定で、転出入等の対応とすることがよいと思います。
- ・ 調整区域とする場合は、次年度からの新 1 年生からは入学時から青山台小学校と指定するならば、在校生の卒業まででしょうか。
- ・ 地域のコミュニティの再編については地域に委ねる方がよいのではないのでしょうか。

- ・ 大規模開発などにより新たに大型共同住宅などが建設され、新たなコミュニティが誕生するなどの場合、新たな通学区域として考えるべきです。
- ・ 前述の過小規模校と同じ課題があると考えます。
- ・ 大規模校の中学校については、本来の指定校に通学するには通学距離が遠すぎるという問題が出てきます。場所によっては隣接区域の学校のほうが近いという場合もあるので、中学校区をまたいで通える調整区域を作ることも望ましいと考えます。
- ・ 小中一貫教育の流れ（吹田市にも適した制度であるかは検証が必要ですが）や通学のしやすさから、中学校区内限定での校区変更や小学校の隣接区域選択制度には、一定の合理性があると思います。まずは地域コミュニティが形成される前の新規開発を中心に、最適な校区の割り当てを検討するべきだと思います。

(2) 調整区域の設置

特定の地域に住む児童生徒に限って、就学が指定されている学校か、他の学校を選択することができる。

ご意見等

- ・ 今回の検討は、過大規模校や過小規模校の教育環境の改善が趣旨ですので、好きな学校を選べるという誤解を招かないよう慎重な周知方法が重要です。（校区変更は、現中学校区域が望ましい。）
- ・ 過大規模校から同一中学校区内の他の小学校への異動に限定し希望を募るのが良いです。
- ・ 調整区域では、大規模校の校区の児童生徒は、大規模校とそうでない学校も選択が可能とし、ただし選択した後の変更は原則認めないようにする必要があります。
- ・ 通学区域の変更時に、元の校区に残ることを選択した場合、事情により途中で変更先を指定地区に変える場合も、従来の規定にそって「転入生」として手続きを行うことが良いと思います。
- ・ 一度、選択した後、事情により途中で元の指定地区に変える場合は、従来の規定にそって、「転入生」としての手続きが望ましいです。
- ・ 受け入れ側の学校の過大規模化を防ぐため、居住地のある（在籍している）児童数から、毎年、学年別に受け入れ可能人数の上限を示す必要があります。
- ・ 変更後について在校生への配慮が必要でしょう。
- ・ 学級査定の関係上、希望は、12月末までとすることが望ましいです。
- ・ 転入生については、変更後の地域指定通り案内しなければなりません。
- ・ まずは調整区域を指定して、徐々に校区の変更を進めていくことも1つの手段と考えます。

- ・ 選択性のある調整区域の設置に関しては賛成ですが、周知の仕方が大切だと思います。予め保護者の声を聞くなど事前調査を行うことも必要と思います。
- ・ 中学校ブロックで希望制指定校変更制度の導入が、現状では最も可能性があるのではないのでしょうか。過小・小規模校でのきめ細かな指導が可能であるメリットも保護者に伝えながら、敷地面積に応じた児童生徒数が望まれます。
- ・ また、中学校ブロック内のアンバランスは、過大・大規模校から過小・小規模校への指定校変更を認めていくことで平準化を目指すのはどうでしょうか。

(3) 学校施設の整備

将来の学級数を見通して、教室改修や新築増築する際には、給食配膳室、職員室、トイレ等の整備も検討する必要がある。また、体育館や運動場も狭くなることも考慮する必要がある。

ご意見等

- ・ 新築増築は、設計、工事等で2～3年かかるとともに、財政負担が大きいと考えられます。
- ・ 工事期間、運動場や教室等の使用制約がかかります。
- ・ 将来、児童生徒数が減少した場合には、余剰施設となります。
- ・ 同じ吹田市内の学校に通う子供達に不利益となる差が生じることは避けないとはいえないと思います。上記の内容は学校生活自体に支障が出ている状況です。
- ・ 運動場が狭くなり、中学生においては授業や部活動の制限も出てくる可能性もあります。しかし、教室を増やす場所がないということを考えると、オンライン等を使つての授業を今後考えていく必要があるかもしれません。
- ・ (教職員の増員の場合)、学校内施設の充実にも配慮が必要となりますが、これについては、計画的に行うことが重要となります。

(4) 教職員の増員

東京都や大阪市などのように副校長*などを設置して学校内の管理体制を強化することや、担任以外でもフォローできる教職員を増やすことなども検討する。

* 副校長とは、「校長を助け、命を受けて校務をつかさどる」(学校教育法第37条5項)者をいい、校長と教頭の間に位置づけられる。

ご意見等

- ・ 副校長を置くことで学校運営や教員への支援・指導等の充実は図れると考えますが、あくまでも加配されることが条件です。又、これも、市単費となると思いますが、学校がフリーで活用できる、「教育環境向上加配」的な教員加配などは可能でしょうか？
- ・ 今の先生方の業務などを考えると、とても良いことだと思います。
- ・ 教職員の方の多忙さは大変なものだと想像します。
- ・ 管理職を増員することで、成り手不足が減少することや、スムーズな学校運営で子どもたちの教育環境の向上につながるようになると思います。
- ・ 教室の確保等、物理的な教育環境に問題がない場合は、教職員の配置等で児童生徒の学習環境を整えることが、校区変更や調整によって対応するよりも、デメリットが少ないのではないかと考えます。

委員会としてのまとめ

三-2 過大規模校対策

標準的な学校規模を実現することによって課題を解決していくことが、教育環境の質が確保されることに繋がると考え、以下の段階に整理し対策を進めていくべきです。

(1) 校区見直しの実施

ア 中学校ブロック内の2つの小学校の校区見直しにより解決できる地区は、その範囲内で校区見直しを実施

イ 中学校ブロック内の2つの小学校の校区見直しにより解決できない地区は、隣接する中学校ブロックの小学校も含めた校区見直しを実施

ウ 隣接する中学校ブロックの小学校も含めた校区見直しも困難な場合、より広域な校区見直しを検討

(2) 校区見直しが困難な場合

ア 増築や建替えにより必要教室数を確保

イ 隣接する中学校ブロック内の小学校との間で調整区域を設定

ウ 加配教員等を配置（吹田市に権限がないことが課題）

3 課題対策を進めるうえでの留意点等

学校規模の課題解決は、児童生徒やその保護者に対して積極的な情報提供に努めるとともに、市民ニーズを踏まえながら、中長期的な視点が重要です。

なお、その推進にあたっては、以下の点について留意することが必要です。

(1) 学校施設の整備等

小・中学校の多くは、人口急増期の昭和40年代から50年代に整備されており、今後、学校建替えが集中することとなることから、新築増築にあたっては、学校施設の建替えを視野に入れて検討する必要がある。

(2) 小学校と中学校との連携

中学校ブロックでの取り組みも行われており、小・中学校の9年間における学びの連携についても配慮する。

(3) 在籍児童生徒等への配慮

通学区域の変更等の場合には、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、在籍する児童生徒及び保護者の負担に配慮するなど、円滑な移行に向けた取組を検討する。

(4) 地域の協力

学校はもとより、保護者や地域住民等に情報提供や丁寧な説明を行い、課題を共有するよう努めることが必要である。

(5) 通学路・通学距離の検証・対応等

通学距離に配慮し、通学路の安全対策等について検討することが必要である。

(6) 基準の見直し等

学校規模の基準については、児童生徒数の推移や今後の推計、社会状況等を踏まえ、学校教育制度に係る国や府の動向等に注視しながら、必要な都度、見直し等を図ることが必要である。

(7) その他

平成14年の吹田市立小・中学校の適正規模等に関する意見書（適正化手段）でも最適化方策について言及しています。（資料7参照）

◎ (1)～(7)について優先順位やその他留意点などについてご意見をいただきたい。

ご意見等

- ・ (1)については中学校のキャパの把握も必要です。
- ・ 建替えの検討基準に、築年数に加えて、在籍児童数・学級数の推移及び過大校化や統廃合の可能性、その他中学校区の状況も含めて年次計画を作成する必要があると思います。
- ・ (4)については、今回の対策は、地域の児童生徒の教育環境改善が最優先課題であることに強く理解を求めする必要があります。
- ・ (5)許容範囲を上回ると予想される学校については、通学時間や通学路の問題などを含めた個別の事情を十分に考慮しながら、校区の調整などの手段によって早急に許容規模・適正規模が維持されるよう検討すべきです。
- ・ (7)の参考意見は、今も同様な課題であると思います。35人学級への転換は、過大規模校への影響が大きいと感じています。
- ・ 校区の調整で適正化を図ることがどうしても困難な場合には、個々の地域の状況を勘案しながら、他の方策についても検討する必要があります。
- ・ 一部の地域で大規模校の一定人数の児童生徒を校区外の小規模校へ通学させることや、校区を状況に応じて柔軟に調整できるようにすることなども含め、是正のための可能な限りあらゆる方策について検討すべきです。
- ・ 教室数の確保など、子ども達の学校生活にとって不利益となりかねない状況です。教室などの増築は既に予定はされているが、それだけでは対応としては不十分ではないかと考えます。予算にも限りがある中、学校の老朽化対策も考えていかなければならない現状、いろいろな対策を織り交ぜて考えていく必要があると考えます。
- ・ 平成14年から令和2年の間で、児童生徒数の推移などは予想通り、予想を超えていたのでしょうか。あと数年で過大規模校の数が更に増えていくことが予想されています。学校の老朽化が進んでいます。今の学校校舎などはどれくらい大丈夫なのでしょう。限られた予算ではとても対応しきれない状況です。私たち保護者に何か出来ることはないのでしょうか？
- ・ 今後の人口の推移を踏まえたうえで、児童生徒の教育環境の改善の視点で、基準をどこにおいて学校の適正化を考えていくかが、一番重要かと考えます。
- ・ その基準で考えた時に、学校施設の物理的な問題解決、吹田市としての教職員の配置等も含めて、先を見越して、適正化について検討をしていくことが必要だと考えます。
- ・ いずれにしても、市民・保護者に正確な情報を伝え、意見をいただいてからの話になると思います。まずは過小・小規模校ならではのメリットをもっと発信していく必要があると思います。
- ・ 人が動けば、良い意味でも悪い意味でも地域は活性化すると思います。デメリットも考えながら、子供たちにとってできるだけ整った教育環境のなか、学校生活が送れるように、活発な意見交換ができればと考えます。

三-3 課題対策を進めるうえでの留意点等

(1) はすでに取り掛かっていますので、今回の議論で出された留意点を踏まえて教育委員会において進めると良いと思います。

- 1 今回の対策は、地域の児童生徒の教育環境改善が最優先課題であり、子供達にとってより良い教育環境の確保の視点で、標準的な学校規模の実現・維持を考えることが最も重要です。
- 2 校区の見直しを行う場合には、目的や現状情報提供、対策案などについて、数的根拠に基づいた丁寧な説明と意見集約を行い、対策案の見直しを行うこと。
- 3 H14年度の推計と現状との比較・検証し、今後の計画に幅を持たせることも必要です。
- 4 中学校ブロック内での対策、中学校区をまたぐ場合についての対策を検討すべきです。

4 その他

全体を通じて、今後解決策を市教育委員会が検討するにあたり、アドバイスや意見等があればお願いします。

ご意見等

- ・ 児童生徒の教育環境の改善が趣旨であることを基礎に可能な限りの対策をお願いしたいです。
- ・ 保護者や地域住民への情報提供と自分たちの地域の子どもたちにとって課題だということできるだけ多くの方に共有して頂けるよう努めて頂きたいです。
- ・ 大きな予算が必要となる建替えや新設なども考えには浮かびますが、設計や設備については、50年先の学校教育と子どもたちの姿に想いを馳せた案を採用していただきますようお願いします。
- ・ 建替えの検討基準に、築年数に加えて、在籍児童数・学級数の推移及び過大校、統廃合の可能性、その他可能性も含めて建替計画を作成する必要があります。
- ・ 規模別の方策は一般的なメニューとして重要ですし、内容については特に意見はありません。

しかし、吹田市という閉じたエリアでの検討であり、校区の見直しを含むことを考えると、吹田市の取組方策として示すにはリアリティや有効性に欠けると思います。

結局、目指すところは、あるエリア内での規模の平準化や適正化を通じて、児童生徒により良い教育環境を提供することなので、全市レベル、中学校校区レベル、学校単位レベルといった具合に、検討対象エリア別に、吹田市の具体的な課題を整理し、それを解決する方策（メニューの組み合わせ）を示すべきだと思いました。

具体的には、学校の在り方の方針（検討する際のコンセプト）を定め、①検討対象エリアを設定し、②校区見直し、学校選択制、学校の統合といったメニューを組み合わせて課題解決を検討し、③そのプロセスや結果についてメリット、デメリットを検証する。これを何度か繰り返し、具体的な方策、もしくは改善の可能性を見出すこととなります。

なお、他の委員の意見でも、上記内容を具体的かつ詳細に行った部分が多く含まれていると思います。

- ・ 検討する際のコンセプトについて

他の委員の意見でも「今回の検討は、過大規模校や過小規模校の教育環境の改善が趣旨」とありますから、これを用いれば良いと思います。コンセプトは評価軸でもあるので、それから外れるメニューは検討対象外となりますし、メリット、デメリットも基本的にはこれに沿って判断されます。この他、「課題対策を進めるうえでの留意点等」に示される内容等を評価軸に設定すれば良いと思います。

- ・ 国が35人学級を認めたことは、教育環境の改善を考えるときに非常に大きな考え方の変更点であると認識しています。その上に立って、吹田市として適正な教育環境をどう考えて基準を作るかが、市としての対策を考えるうえで大きな軸になることと思います。

- ・ 皆さんの意見を施策という整合性の取れた計画に組み替えることができれば良いと思いました。ただ、相当難しく、手間もかかりそうです。要領よくまとめるために、計画の枠組みを見直すとともに、計画実施のスケジュールイメージを持つことが重要だと思います。

委員会としてのまとめ

三-4 その他

前回（H14）と学習環境の改善課題について比較すると、求められる学習内容や学習形態の変化に加えて、35人学級への移行もあり、過大規模校への対策の必要性がより増していると考えます。

課題の解決にあたっては、児童生徒の教育環境の改善が趣旨であることを忘れず、全市的な視点、中学校ブロック及び隣接地域、小学校区及び隣接地域といったエリアごとの分析や検討が必要です。

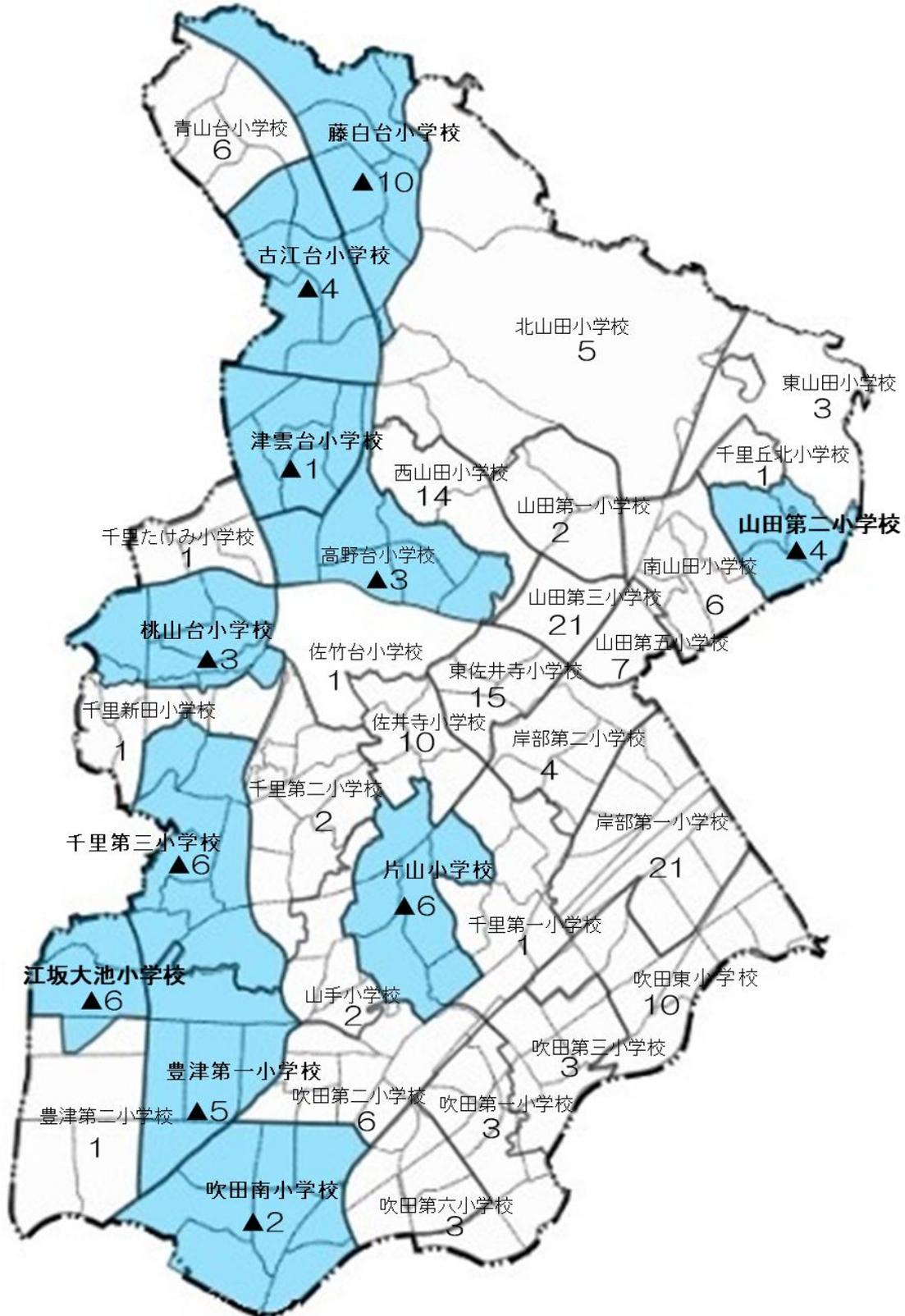
検討の結果、過大規模校の解消が困難となり増改築等が必要となる場合は、教室だけでなく、職員室、職員更衣室、下足ホール、給食配膳室、調理室等の必要数も増え、また、児童育成室についても別棟とせざるを得ない状況も生じるため、関係する部署でのコンセプトの共有と、統廃合や新築増築にあたり、総合的な計画の見直しが必要となります。

さらに、老朽化の課題から増改築や建て替えの問題とも重ねて議論が必要となる部分もあります。

本検討委員会としては、子供達にとってより良い学習環境を構築するという目的に照らし、個々の課題を整理し、考えていただけるよう意見を集約し示したいと思います。

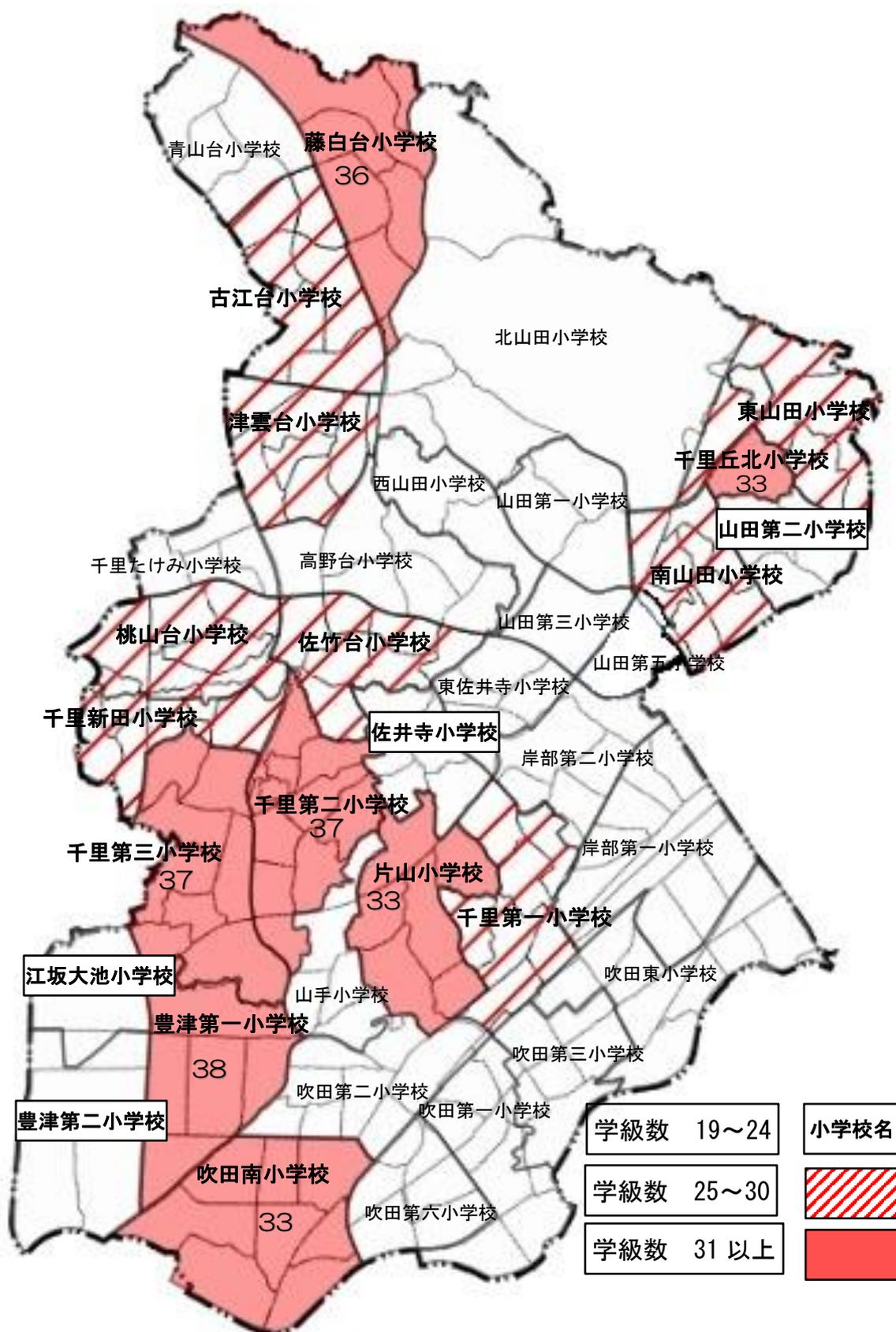
令和8年度までの教室過不足数(35人学級導入後)

35人学級編制の実施により。令和8年度までに教室不足が生じる見込みの小学校(▲表示)がある一方、保有教室に余裕がある見込みの小学校(数字表示)もあり、全体的には保有教室数が必要数を上回る状況です。



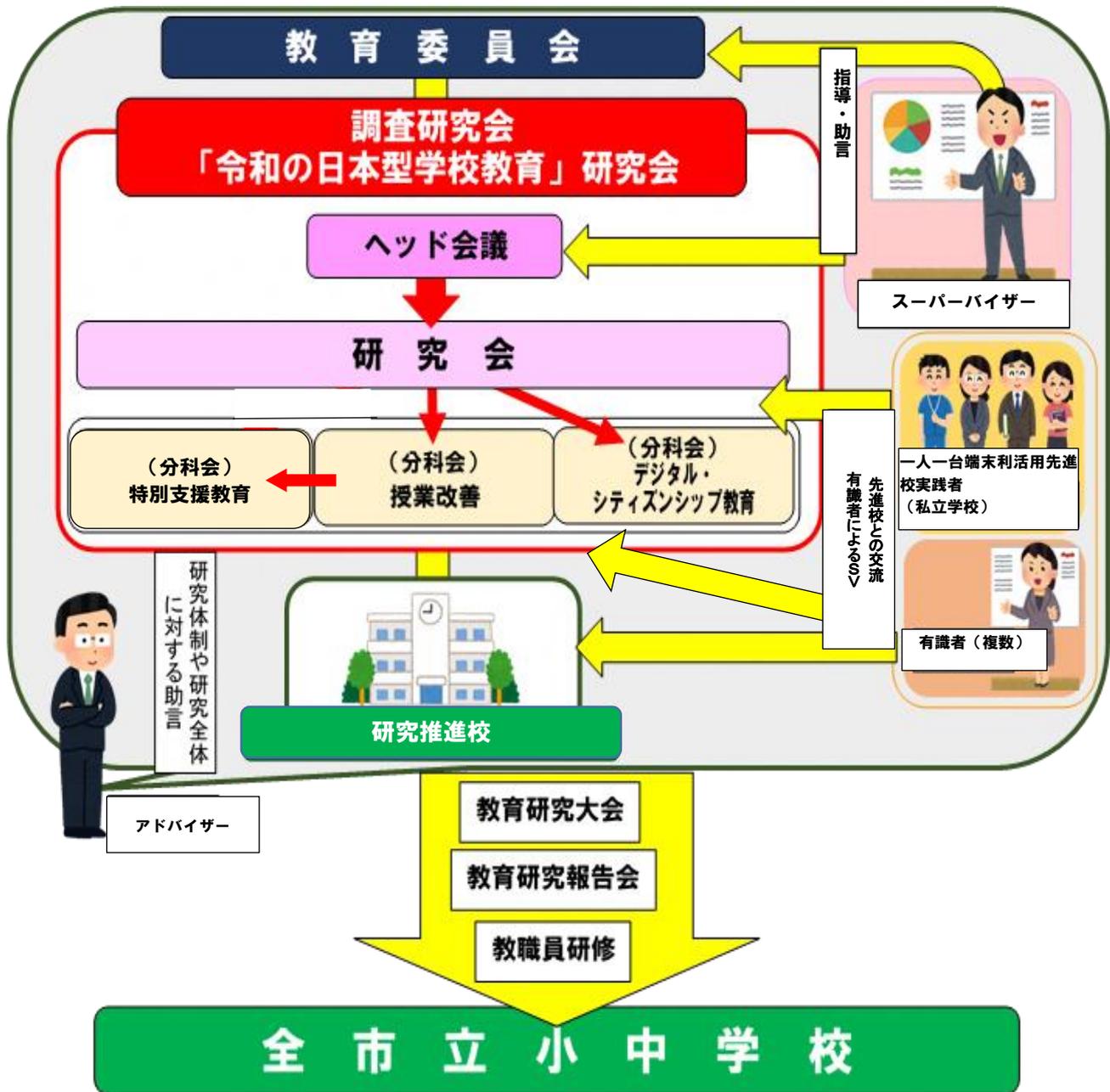
(35)

令和8年度 小学校別 学校規模(35人学級導入後)



G I G A スクール構想推進の支援体制及び支援内容

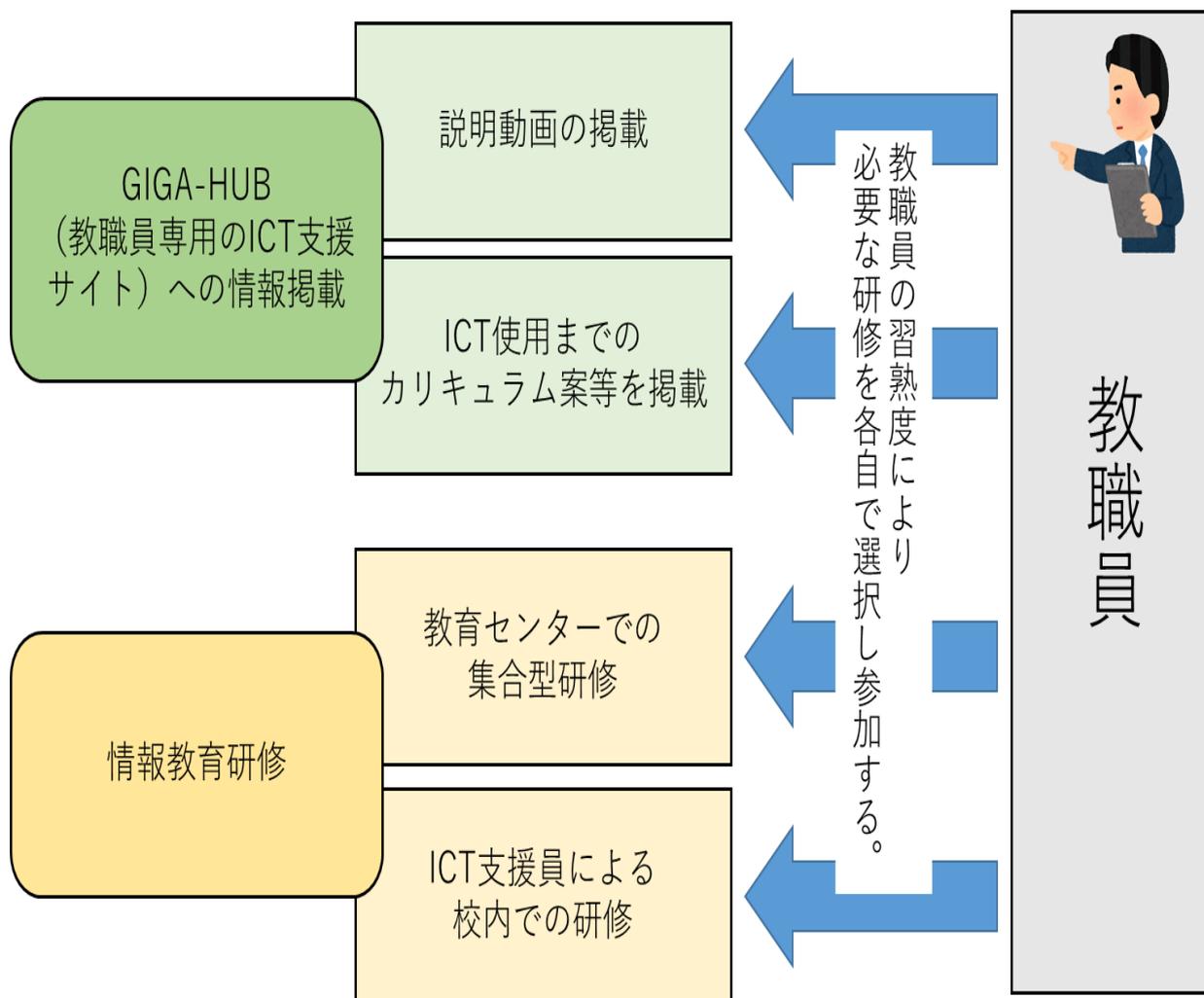
(1) 研究会における支援体制



※デジタル・シティズンシップ教育とは・・・

ICT の利活用を前提として、デジタルの世界を公共の場ととらえ、安全かつ責任をもって前向き（ポジティブ）に行動し、よりよく生きるための方法と理由を立ち止まって考えられる力を育む教育。

(2) 情報教育研修における支援体制



学校規模に関する課題検討に対して委託するコンサルタント業務内容

	内容	説明
1	児童生徒数推計の検証	将来想定される住宅開発の動向等を踏まえた児童生徒数推計に対して、精度面の検証を行い、より適切な推計となるために必要な要素や考え方を整理する。
2	将来の学校規模及び不足教室数の見通し	学校ごとの保有教室数（普通教室に転用できる特別教室も含む）の調査を行った上で、推計結果をもとに、将来の学校規模（学級数）と不足教室数を整理する。
3	学校規模に関する課題解決に向けた方策の整理	学校規模に関する課題等に対する対応策として考えられる下記の方策について論点等を整理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学区域の見直し（全市的な再編、一部変更等） ・ 校舎の新增設（仮設・恒久の別を含む。また、施設内での建築可能場所の検討）等
4	通学区域の見直しシミュレーション	通学区域の見直しが必要と判断した地域に対して、児童生徒数・学級数の動向を踏まえた、通学区域の見直しシミュレーションを実施する。
5	通学区域の見直し案に関する説明資料の作成	シミュレーション結果をもとに、通学区域の見直し案を説明する際の資料を作成する。（町丁レベルでの通学区域の見直し案を地図上に記載したものを想定）

令和2年度吹田市立小学校児童数推計

学校名	R1.5.1		R2.5.1		R3.4.1		R4.4.1		R5.4.1		R6.4.1		R7.4.1		R8.4.1									
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数								
1 吹田第一小	267	11	4	256	10	6	256	9	6	273	10	6	282	11	6	286	11	6	294	12	6			
2 吹田第二小	348	12	8	365	12	7	367	12	7	375	13	7	410	14	7	457	15	7	466	14	7			
3 吹田第三小	483	14	6	457	14	6	459	14	6	481	15	6	497	16	6	518	16	6	520	16	6			
4 吹田重小	291	11	4	295	12	4	285	12	4	297	12	4	294	11	4	287	11	4	287	11	4			
5 吹田南小	797	23	8	858	26	8	887	25	8	940	27	8	985	29	8	1,044	31	8	1,056	32	8			
6 吹田第六小	276	9	5	270	10	5	295	10	5	285	10	5	300	11	5	298	12	5	289	12	5			
7 千里第一小	760	22	5	757	22	6	775	23	6	774	24	6	794	25	6	763	24	6	749	23	6			
8 千里第二小	934	26	7	941	27	8	1,030	27	8	1,115	31	8	1,177	32	8	1,193	33	8	1,192	34	8			
9 千里第三小	993	28	6	1,034	29	8	1,033	29	8	1,077	31	8	1,090	32	8	1,112	32	8	1,141	33	8			
10 千里新田小	839	24	7	846	25	7	846	25	7	856	25	7	887	26	7	902	27	7	892	26	7			
11 佐井寺小	630	18	5	622	18	8	637	19	8	631	18	8	610	17	8	599	17	8	581	17	8			
12 東佐井寺小	573	16	6	555	16	7	527	16	7	499	15	7	494	16	7	473	16	7	471	16	7			
13 岸部第一小	251	10	4	246	9	3	245	9	3	236	9	3	236	9	3	274	11	3	279	11	3			
14 岸部第二小	596	18	7	600	17	7	628	18	7	597	18	7	597	18	7	542	17	7	512	15	7			
15 豊津第一小	1,058	29	10	1,040	30	10	1,092	32	10	1,089	32	10	1,089	32	10	1,120	32	10	1,163	33	10			
16 豊津第二小	545	18	5	539	17	6	522	17	6	535	17	6	564	18	6	601	20	6	661	21	6			
17 江坂大池小	422	13	5	447	13	6	471	14	6	503	15	6	526	16	6	525	17	6	533	18	6			
18 山手小	525	17	7	548	15	8	548	17	8	566	18	8	582	18	8	583	18	8	572	18	8			
19 片山小	849	25	7	884	26	9	923	26	9	926	26	9	967	27	9	944	26	9	950	27	9			
20 山田第一小	516	15	7	499	16	7	503	16	7	498	15	7	498	16	7	507	17	7	482	15	7			
21 山田第二小	458	14	6	477	14	8	540	16	8	553	17	8	595	18	8	622	19	8	641	19	8			
22 山田第三小	340	12	4	330	12	4	306	12	4	300	12	4	302	12	4	319	12	4	333	12	4			
23 山田第五小	247	9	4	213	8	4	209	8	4	193	7	4	181	6	4	175	6	4	172	6	4			
24 東山田小	1,128	30	9	1,111	30	9	1,083	30	9	1,038	29	9	1,015	29	9	929	26	9	856	24	9			
25 南山田小	1,164	32	8	1,082	31	8	1,078	31	8	1,014	29	8	966	28	8	933	27	8	892	25	8			
26 西山田小	434	13	5	442	14	5	429	13	5	429	13	5	422	13	5	407	12	5	381	12	5			
27 北山田小	526	17	4	527	16	5	517	16	5	534	17	5	504	16	5	513	17	5	492	16	5			
28 千里丘北小	518	17	4	651	20	7	790	23	7	914	26	7	1,000	29	7	1,038	29	7	1,063	30	7			
29 佐竹台小	701	21	8	746	21	8	808	24	8	848	25	8	850	24	8	929	27	8	933	27	8			
30 高野台小	254	9	6	249	8	5	284	10	5	282	10	5	289	11	5	288	11	5	516	16	5			
31 津雲台小	494	14	5	529	15	7	588	19	7	654	21	7	684	21	7	697	21	7	715	21	7			
32 古江台小	530	18	4	530	18	5	610	19	5	637	20	5	698	21	5	831	24	5	876	26	5			
33 藤白台小	698	19	6	727	21	7	813	22	7	862	24	7	898	26	7	949	28	7	931	28	7			
34 青山台小	210	8	3	228	8	4	264	8	4	347	13	4	380	14	4	415	14	4	460	14	4			
35 桃山台小	699	21	6	751	21	6	783	22	6	822	25	6	833	24	6	837	24	6	870	25	6			
36 千里たけみ小	361	12	4	365	12	5	419	14	5	444	14	5	455	13	5	505	17	5	516	17	5			
計36校	20,715	625	209	21,017	633	233	21,850	657	233	22,424	683	233	22,939	698	233	23,326	714	233	23,720	722	233	23,927	730	233

※この推計表は、令和2年5月1日時点の各小中学校に在籍している児童生徒数及び、住民登録されている児童生徒数に、各年度で予定されている大規模開校等による児童生徒数の増加見込み数を加算し、次年度以降にその人数がそのまま進級するものとして、令和2年度の0歳児が小学校に就学する年度までの児童生徒数及び学級数を算出したものです。
なお、支援学級数については予測が困難なため、令和2年度数をスライドし、推計として反映していません。

